



第 139 号

◇エッセー

東京大学長 有馬 朗人

■諸会議議事要録

理事会 第91回総会 第58回事務連絡会議 第1常置委員会 第2常置委員会 第4常置委員会 第5常置委員会 医学教育に関する特別委員会 (第79回)入試改善特別委員会 数員養成制度特別委員会 生涯学習特別委員会

■要望書

国立大学の学生納付金の改定について(要望)

■資 料

国立大学協会会則の一部を改正する規則

图立大学协会

平成5年2月

第43卷第 1 号通卷第139号

平成5年2月号

国立大学協会

国 フ	セー 大協を	を去る	にあた	って	東京大学县	を 有馬	, 朗人	 5
事	業 報	告】						
図諸:	会議制	養事要	録(平	成4年1	0月~12月)			
理	事	会((10.19)					 11
4	会務報	皓						
1	盘	譲						
	第9 各引 国第9	1回総 委員 式 に 大 2回総	会の日 委員長 いて 協会会	時・場所	て	c		
第9)1回約	総会	第1日	目) (1:	1.11)		•••••	 21
=	会務報	R告						
1	岛識耳	項						
	各地入部国工	地区学式につて大学	長会議いて			C		
第9	91回#	総会	第2日	目] (1	1.12)			 33
	当证	面の諸	問題に	ついて				
第:	58回	事務選	絡会調	(11.13	3)			 36
	大			-連絡事	項			
第	1 常記	置委員	会 (1	0.27)		•••••	••••••	 43
	21t	世紀に	向けて	の国立大	学の在り方	こついて	_	
第	2 常記	置委員	会(1	0.9)	•••••			 44
	報台	告事項						

「平成5年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情 報交換事務取扱要領(案)」について
大学の教養教育の改善と高校の教科・科目の改訂に伴う大学入試のあり方について
大学入試センター教科専門委員会(試験問題作成委員)に係る処遇等の改 善について
第 4 常置委員会(10.30)
教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてのアンケートのまとめ について
会長からの諮問について 人事院勧告の取り扱いに関する要望書の提出について 教務職員問題について
第 5 常置委員会(11.5)
イタリア国大学長招致について UMAPブルネイ会議の報告について 「日豪学術交流協定(案)」について 「第4回UMAP-JAPAN」(仮称)開催について
医学教育に関する特別委員会(10.5)
脳死及び臓器移植について 次期委員長の選任について 最近の医学教育をめぐる動きについて
(第79回)入試改善特別委員会(10.8)57
関係機関からの報告 国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領,実施細目等(案) の作成について 国立大学の入学者選抜における個別学力検査(第2次試験)方式の問題点 に関するアンケート調査について 委員の補充について
教員養成制度特別委員会 (10.5) ····································
大学における教員養成について
教員發成制度特別委員会(12.21)62
会員大学等に対する教員養成に関する調査(案)について

生涯学習特別委員会(10.1)64
委員の補充等について 文部省からの報告 報告書の取りまとめについて
生涯学習特別委員会(12.8)66
ヒアリング(西阪文部省専門教育課リフレッシュ教育企画官―リフレッシュ教育について,小尾放送大学長一放送大学について,新野秋田大学長― 秋田大学鉱山学部通信教育講座について) 「国立大学と生涯学習」報告書(案)について
圖第91回総会国立大学協会事業報告69
■ 諸 会 合(平成4年10月~12月末までの開催会議)74
諸会合 要望鸖その他の諸活動 要望郡の受理 刊行物
【要望書】
国立大学の学生納付金の改定について(要望)7.
【資 料】
国立大学協会会則の一部を改正する規則7
【その他】
学長等の異動7
編集後配

四岁也日

国大協を去るにあたって

東京大学長 有馬 朗人

今年1993年3月31日を以って東京大学の学長を退く。と同時に国立大学協会長の役より下りることになる。この間4年程、大学を強化することが最大の関心事であった。その裏側には、国立大学の学長の方々並びに教職員諸兄姉に対する強い連帯感と信頼感があった。皆々様に心より御礼を申し上げる。またここに国立大学を去るにあたって感想を述べる機会を与えられたことに感謝したい。

大学理念論の前に

今日は大学の第三の危機であり、それは国家財政の困窮による経済的危機である ことは、殆どすべての人によって認められて来た。しかしこの第三の危機の要因と しては財政問題に加えて、学生数および大学数の急増に伴う、大学の目的、教育・ 研究能力等の多様化を挙げなければならない。更に18歳人口が1992年を頂点とし て、以後急減する冷厳たる事実をも大学の危機に加えておく必要がある。

このような時期に単に財政問題のみに係わるのではなく,大学はいかにあるべきか,特に21世紀における大学の役割はなにかという大学の理念について,論じるべきであるという声がしばしば聞かれる。私もその説は正しいと思う。しかし今日のように大学が多様化したときに,一様な理念を展開してもあまり実のない結果に終るであろう。理念には,大学に共通なものもあるが,各大学で大きく異なるものがあるからである。

例えば、大学に対する古典的なフンボルト理念には、大学の外から強い疑問が投 げかけられている。大学人の大部分は教育と研究が分離できないことを主張する。 私も教官、教員が、教育と研究の両面で、世界的水準で活躍することが理想だと思 う。そこまで行かなくても研究生活の体験があり、研究とはいかなるものかを知っ ている人が、教育をすることが望ましい。しかしこのような理想を、本当に実行している人ばかりで大学教育が行われているわけではない、という事実も認識しておくべきである。この教育と研究の乖離にどう対処するかは、今後の大きな課題である。そこで大学についての理念を論じる前に、大学の多様性に伴う役割の分担を明らかにすべきであろう。今後この問題は避けて通れないと思う。

この数年入学試験を皮切りに大学は、新聞を初めとして社会の大きな関心の的に なって来た。これは一体どうしてなのであろうか。

大学進学率の急増

1990年7月,沢田敏男日本学術振興会会長,土田將雄上智大学学長と私は,橋本龍太郎大蔵大臣(当時)を大蔵省に訪ねた。高等教育に対する国費を倍増するように訴えるためであった。その時,橋本氏は「(18歳人口の)一体何パーセントを高等教育するつもりか。短期大学を含めると既に36%を越えている。適当な割合はもっと下ではないか。学生数を減らして高等教育の質を上げるべきだ。」と述べたのである。それ以後,この質問に私はひっかかっている。

文部統計要覧によれば、四年制大学への進学率は、昭和29 (1954) 年には7.9%であった。昭和35年あたりを転機として伸び始め、昭和50 (1975) 年に26.7%に達し、以後その近くに止まっている。(表1参照) 当然大学の数も急激に増大している。表2に示すように4年制の大学は、昭和30 (1955) 年には、国立が72校、公立が34校、私立が122校、合せて228校であったのが、昭和60 (1985) 年には、国立95校、公立34校、私立331校、合せて460校に達している。大学はその後も増加し続け平成3 (1991) 年には国公私立で514校である。この間私立大学経常費補助金は昭和44年まではゼロであったものが、平成5年度には2,655億円に達している。

このように進学率の伸びは急激であった。入学試験が社会に異状な軋轢を生じ大 問題になるのも、国立の既存の大学が財政的危機に陥ったのも、大学の教育や研究 がしばしば話題にとり上げられるようになったのも、ここに原因の一つがあったと いえる。そこへマイナス・シーリング政策が導入されたことによって拍車がかけられたのである。

大学における教育に目を転じると、大学の教官・教員がこのような高等教育の急激な大衆化を充分に認識し、それに対する方策を練っていたかという点で、いささか心もとないものがある。殆どの教官・教員は進学率がまだ10%以下の時代に教育を受けた人々である。いわばエリート教育の時代の教育方式を身につけており、その経験に基づいて教育に当って来たのである。また意識の底に研究中心思想が抜けがたく存在していて、教育を二の次とする傾向がある。大学人の意識の変化を必要とする時代ではないであろうか。

(表1) 進学率(文部統計要覧,平成4年版)

(发生) 连子举(文命机計安見,十成4年版)									
種別	大学(学部)浪人を含む			短期力	大学浪人	を含む	大	学	院
年度	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和29年	13.3	2.4	7.9	2.0	2.2	2.1			
30年	13.1	2.4	7.9	1.9	2.6	2.2			
35年	13.7	7.5	8.2	1.2	3.0	2.1			
40年	20.7	4.6	12.8	1,.7	6.7	4.1	4.7	1.9	4.2
45年	27.3	6.5	17.1	2.0	11.2	6.5	5.1	1.5	4.4
50年	40.4	12.5	26.7	2.6	19.9	2.6	5.1	1.7	4.3
55年	39.3	12.3	26.1	2.0	21.0	11.3	4.7	1.6	3.9
60年	38.6	13.7	26.5	2.0	20.8	11.1	5.5	6.5	2.5
平成3年	34.5	16.1	25.5	1.8	23.1	12.2	8.1	3.3	6.7

(表2) 大学, 短期大学学校数(文部統計要覧, 平成4年版)

種別	大 学			計	短期大学			=1	
年度	国立	公立	私立	Ħ	国立	公立	私立	計	
昭和30年	72	34	122	228	17	43	204	264	
昭和40年	73	35	209	317	28	40	301	369	
昭和50年	81	34	305	420	31	48	434	513	
昭和60年	95	34	331	460	37	51	455	543	
平成3年	97	39	378	514	41	54	497	592	

ここで例えば教育学部にお願いしたいのは、初等中等教育の研究のみでなく、高 等教育の研究を行うことである。勿論そのような研究で活躍している人々がいるが、 数がまだ少な過ぎる。大学の入試のやり方と、入学後の学生の学力とその相関は、 教育の研究の上でも大変重要ではないであろうか。例えば分離分割方式の成果はい かなるものであったかについて、学問的な評価が欲しいと思う。

さらに大学における教育の方法についてである。進学率10%以下のエリート教育の時代とは違った方式が必要になる。大衆的高等教育というと、アメリカの大学が

雛型になる。しかしティーチング・アシスタントにしてもシラバスにしても、日本
の風土に適したやり方があるであろう。それぞれの現場で工夫すれば良いことに違
いないが、やはり教育心理学などの面からの検討が必要である。

また高等教育への国の投資はどうあるべきか、進学率はどのくらいが適当かとい うような問題について、経済学部や教育学部で研究が行われてしかるべきではない であろうか。一つ御検討をたまわりたいものである。

教育に重点を

国立も100近く、国公私立を合せると500を越える大学の役割が、どれも同じで、 教官・教員が皆フンボルト精神に従って、研究者であり教育者であるということは、 理想ではあるが、ユートピア的思考であると思う。

学問分野による違いはあるであろう。しかし共通して教育すべき基礎知識が増している。従って学部教育の重点は、それぞれの分野の基礎の教育に置かれるべきではないであろうか。そこでは各分野の現在の最先端の知識ではなく、確立し普遍性を持つに至った知識の教育が先ず必要となる。勿論研究をどんどん進めている人々による基礎教育は、望ましいことである。しかし研究の経験を持ちながら、基礎教育に専念する人がもっと増えても良いと思う。と同時にそのような人々を評価する雰囲気を、養成したいものである。そして教育を第一に目的とする大学がもっと増すべきだと思う。

最先端の知識の教育は大学院において行うことが適している。ここではまさに最 先端の教育と研究が密着して行われるべきである。ただし学部のみで教える教官・ 教員の研究への参加の仕方は、後で述べるように別途考えておかなければならない。

そこで各大学の学部教育が充分行えるように財政的に充分裏付けされることが、 先ず第一に必要である。国立大学についていえば学生当・教官当積算校費を大きくして充分に教育できるようにして欲しい。良い教育を行うため教室や実験室、実習室の充実、教育用図書の確保が必要である。そのため各大学で予算の配分の上で研究至上主義を止めて、教育を充分に考慮していきたいものである。教育の経費は覚悟しさえすれば、それ程大きなものではない。研究と教育をごっちゃにすると、どうしても研究へ重点がかかり、教育がないがしろにされる。ここの考え方を逆にして、先ず教育を充実させるようにしなければならない時代が来ているのである。

大学院を持つ持たないにかかわらず、研究の上で活躍する教官・教員のために、科学研究費補助金などを活用すべきである。多くの研究者の意欲を満足させるため、科研費の一層の増加を切に望んでいる。もう一歩で1,000億円に達するが、さしずめ年間2,000億円が必要であろう。

研究費はそれぞれのグループ、研究者の活力の公平な評価に基づいて与えられるべきである。その評価の基礎は各グループや各人の自己規律、自己点検によるデータである。単純に論文数や、書籍の数だけでなく、質を考慮に入れた同僚による評価が、最善の方法であろう。

研究を評価するというと、研究は評価などすべきではないという批判の声が、あちらこちらから上ることは、明らかであろう。私ものんびり好きなことを、好きなようにやることが理想だと思う。牧歌的な時代がうらやましい。しかし我々は大学の数を500を越えるまで増してしまったし、進学率を40%に近い所まで持って行ってしまった。このためすべての人々が牧歌的雰囲気の中で、充分な研究費を得ることは不可能なこともまた明らかである。

大学は多様な時代である。という裏側には国公私立のすべての大学が、同じような環境、理念の下で生存することはもはや不可能になりつつあるという厳然たる事 実があるのである。

大学の理念の構築

国立大学の財政危機を乗り切るために、更に一層の努力が必要である。一方で各大学がその理想とするところが何であるかを良く認識し、現実の状況とその理想とのくい違いがどこにあるのかを検討しなければならない。

18歳人口の減少は急速に現実のものになって来る。私立大学は既に生存をかけて 真剣な努力を行っている。国立大学もまた教育に重点を置いて工夫をしなければ、 厳しい将来を迎えることになるであろう。

すべての大学は先ず教育機関である。21世紀に向けてこの使命をどう遂行するのか,これこそ各大学それぞれが工夫すべき第一のことである。次にどのような研究を,どのようなグループで,どうやって育てるのか,厳しい議論が必要な時代である。

大学における教育と研究という古くからのいわば常識も、このように大衆化した 大学の時代、もう一度根本から問い正す必要があると思っている。その上で大学の 理念を構築しなければならないのである。

感謝

21世紀に入ってもなお、日本の国立大学が輝かしい役割を演じていることを信じ、かつ祈念しつつ、私のお別れの言葉を終りたい。長年の御指導と御鞭撻に心より御礼を申し上げる。また国大協の平間巌事務局長、片山泰二次長をはじめとする事務局の人々に厚く感謝をいたしたい。本当に有難うございました。

事業報告

▋諸会議議事要録▋

理 事 会

日 時 平成4年10月19日(月) 13:30~17:00

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 有馬会長

塩野谷, 井村各副会長

廣重, 手代木, 江崎, 石川, 末松, 太田, 背野, 永井, 加藤, 金森, 鈴木, 中内, 和田, 森野各委員

佐々木 (第3), 阪上 (第4), 角田 (第5) 各常置委員会委員長

吉田,山本各監事

井形(医学教育),坪井(教發教育),将積(教員養成),髙橋(大学院)各特別委員会委員長

(大学入試センター) 松本副所長, 菊池事業部長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。 本日はご多忙のところご出席いただき、厚く お礼申し上げる。本理事会は来る11月11日、12 日の両日開催される総会前の恒例の理事会であ り、各委員会からのご報告と協議をお願いする が、特に、平成6年度入試等の審議をお願いし たい。

なお、委員会報告のため各特別委員会の委員 長にご出席いただき、また、大学入試センター 試験についてご説明いただくため、後刻、大学 入試センターから松本副所長にもご出席願うの で、ご了承いただきたい。

本日ご欠席の理事は,東北大学の西澤理事, 鳥取大学の林理事,広島大学の田中理事,琉球 大学の砂川理事である。

ついで、事務局から配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、これについては、「資料4」にその 概要が記されているが、ここではその要点をご 報告することとしたい旨述べられ、以下の事項 について報告があった。

1. 要望樹の提出について

- (1) 去る6月の第90回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月8日、有馬会長、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員及び平間事務局長が人事院、大蔵省、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。
- (2) 去る6月の第90回総会においてその取扱いを一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月7日に、有馬会長、

第4常置委員会の阪上委員長, 黒崎専門委員及 び平間事務局長が関係省庁に赴き, 文部大臣, 大蔵大臣, 総務庁長官に同要望書を提出し, そ の完全実施を要望した。なお, その際, 教職員 の待遇改善及び平成5年度国立学校特別会計概 算要求についても口頭で要望した。

2. 審議会等への意見陳述(提出)について

- (1) 生涯学習審議会から、同審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(中間まとめ)」について意見交換の依頼があったので、去る6月9日、生涯学習特別委員会委員長の太田横浜国立大学長にご出席願いご意見を述べていただいた。
- (2) 教育上の例外措置に関する調査研究協力 者会議から、特定の分野において特に能力の著 しい者に対する教育上の例外措置の実施につい て意見を求められたので、第1常置委員会委員 長とも協議し、去る7月16日、同委員会の委員 である金森大阪大学長にご出席願いご意見を述 べていただいた。

3 全国高等学校長協会との懇談について

去る6月24日,塩野谷,井村両副会長及び末 松第2常置委員会委員長が,全国高等学校長協 会の大野会長ほか5名の役員と入試に関する問 題について懇談した。

4. 国大協宛要望樹について

前理事会以後,本協会宛提出された要望書等は,「資料5」のとおりであり,関係委員会に回付したので,ご報告する。

II 協 議

1. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会の委員の交代について、 「資料 6 」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

2. 第91回総会の日程について

会長から、来る11月11日、12日の両日開催の 第91回総会の日程を「資料7」のとおりとして よろしいかお諮りする旨述べられて、異議なく 了承された。

3. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち, 会長から次の ように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いする が、入試については別議題としたので、第2常 置委員会と入試改善特別委員会の報告はその時 にお願いすることにしたい。

以上のように述べられたのち,名委員長から それぞれ次のとおり報告があり,協議が行われ た。

(1) 第1常置委員会(鈴木委員長)

前回秋の第90回総会において、第6常置委員会及び本委員会に「21世紀へ向けての国立大学のあり方」について検討してほしい旨依頼があり、その後、第6常置委員会の廣重委員長とこれの取扱いについて相談したが、両委員会それぞれの立場で別々に検討することとした。今月27日に委員会を開催し、本委員会としてどういう方向で検討をすすめていくか協議したい。

(2) 第3常置委員会(佐々木委員長)

1) 就職協定問題について

平成4年度の就職協定については、就職協定の精神に則り、少くとも6月くらいまでは学生が就職問題に煩わされることなく勉学に専念できるように、①大学における求人票公示-7月1日、②採用選考開始-8月1日前後を目標として企業の自主的決定とする、③採用内定開始-10月1日、としてすすめてきたが、今年度協定は、全体としてはほぼ大筋において守られたといえると思う。

平成5年度の就職協定については、来る10月29日に開催する就職問題懇談会(大学及び高等専門学校関係9団体で構成)で大学側としての方針を協議したのち、11月9日に開催される就職協定協議会(企業、大学等の代表で構成)特別委員会で協議したうえ、最終的に11月末日に開催される就職協定協議会世話人会で決定されることになっている。

2) 育英奨学制度のあり方について

文部省では、「育英奨学制度に関する調査研究会」を設けて「育英奨学制度のあり方」について検討がすすめられており、明年度早々に答申案を取りまとめる予定になっている。同調査会へ国大協としての意見を反映させることも必要になると思われたので、去る9月3日開催の本委員会において各委員の意見を伺ったが、○家計を扶けるための奨学金か英才教育のための育英資金か。○給費がよいのか貸与とすべきか。○大学院に重点をおくかどうか。○選考基準の再検討。○返還免除制度の再検討、等々について意見が交わされた。

このほか、大学院学生寄宿舎の基準設定にかかわる一橋大学からの要望について協議し、当委員会としてもこれを支持することとした。

以上の報告のうち, 奨学制度に関して, 大学 院学生の親の収入による選考, 俸給生活者の不 利, 授業料値上げとの関係等について意見交換 があった。

(3) 第4常置委員会(阪上委員長)

1) 技術職員問題について

去る6月総会のご了承を得て、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況」・のアンケート調査を実施した結果、すべての大学から回答をお寄せいただいた。現在、小委員会においてこれを集計しているところであるので、今総会には、取り敢えず「中間集計」を提出させていただくことにしたい。

2) 要望書の提出について

会長からの報告にあったとおり、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院 勧告の取扱いに関する要望書」を関係各方面に 要望した。

3) 教務職員問題について

教務職員問題については、昨年11月総会に提出した「教務職員問題に関する検討結果報告」の中で、現行制度のもとで考えられる幾つかの対応策を示し、各大学がそれぞれの実情に即して問題解決を図っていただきたい旨要請したが、報告書の趣旨が徹底するよう、来る総会において改めてお願いするとともに、各大学の実情を把握するための調査を行うことをお願いしたい。

なお、会長から、教室系技術職員の専門行政 職俸給表への移行及び教務職員問題の進展に向 けた検討要請をいただいたので、次回の本委員 会でこれの検討のすすめ方について協議するこ とにしている。

(4) 第5常置委員会(角田委員長)

1) アジア太平洋大学交流(UMAP)について

前回6月総会において、UMAP総会を1994年に日本で開催することをお認めいただいたので、本委員会のもとに小委員会を設けてその実施計画を作成することにした。総会開催の際シンポジウムも開催したいと考えている。今のところ、開催の時期としては1994年秋、場所は大阪とする線で計画をすすめたい。

2) 日豪大学交流計画について

同じく6月総会において、アジア太平洋大学 交流試行計画の一環として日豪大学間交流を推 進することが了承されたので、取り敢えず、第 5常置委員会所属大学の教授団が本年7月19日 から8月1日にかけてオーストラリアの12大学 を訪問し、相互交流の可能性、問題点、交流の すすめ方などについて調査協議してきた。

また、国大協からの調査団派遣に呼応し、オーストラリアから去る10月4日から17日にかけて8名の代表からなる大学調査団が来日され、関東、中京、関西の国私立数大学を歴訪された。10月16日午前10時より2時間にわたり東大山上会館会議室にて、同調査団一行と日本側代表との間で調査結果に基づいて懇談を行った。

このような協議をすすめる中で、日寮個別大学間協議に加えて、コンソーシアム形式で情報交換、協議を行うことが、日豪相互の大学間交流を進展させる上で有意義であるとの意見に達した。そこで、国大協とAVCC(オーストラリア副学長会議)の間で両国間の学術分野での協力を内容とする、枠組み的学術交流協定を結ぶことを提案いたしたい。

引続き角田委員長から,「日豪大学交流協定 (案)」について配付資料に基づき説明があった。 ついで、会長から、同案の総会付譲について 諮られた結果、異議なく了承された。

(5) 第6常置委員会(廣重委員長)

去る9月22日に本委員会を開催し、次の事項 について審議した。

1) 大学財政をめぐる動きについて

文部省の工藤大学課長から、平成5年度特別 会計概算要求主要事項を中心に説明をきき、意 見交換した。

国立学校財務センター(平成4年7月1日発 足)の設置目的並びに業務内容等について,同 センターの前川所長から説明があった。

文部省から、学術審議会の「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(中間のまとめ)」(平成4年6月15日)について意見の提出が求められ、会長の要請により、第6常置委員会委員長が関係委員会委員長及び第6常置委員会の数名の委員の意見を伺ったうえ意見をまとめ、提出した。

2) 今後の活動方針について

厳しい財政状況が続くと予想される中で、国立大学のより一層の活性化を目指し、今後、国立大学財政基盤の充実を如何に実現するかについて引続き論議した。基本的には、先の報告書「大学財政基盤の現状と改善」の中で提言した課題への対応を先行検討すべきであるとされたが、一方、国立大学財政基盤改善のための具体的対応の上で、国立大学財政の「適切な到達レベル」を理論的根拠をもって予め用意すべきである、との指摘もいただいた。このため、今後の検討のすすめ方について、本委員会の下に「懇談会」を設け、予備的検討を行うことを提案し、了承された。

なお, 当初, 第1常置委員会の協力を得て,

この問題の検討をすすめたいと考えていたが、 取り敢えず、本委員会として独自に検討を行う こととし、必要によって改めて第1常置委員会 にご協力をお願いすることとしたい。

(6) 学術情報特別委員会(太田委員長)

去る9月4日に本委員会を開催し、次の事項 について審議した。

1) 学術審議会答申「21世紀を展望した学術 研究の総合的推進方策について」(平成4年 7月23日) について

文部省の柴山学術情報企画官から、学術審議会答申「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」について、特に学術情報に関わる部分を中心に説明をうけた。なお、本答申に先立つ「中間報告」の段階で意見を求められたので、委員長の意見を提出した。

2) 平成5年度の文部省学術情報システム関係概算要求の概要について

同じく、柴山企画官から、平成5年度の文部 省学術情報システム関係概算要求の概要につい て説明をうけた。その内容は、学術情報センタ 一部門・定員増、国立大学の大型計算機の更新・ 総合情報処理センター新設、データベース作成 等の促進、学内LANの整備、国立大学図書館の 整備などである。

3) 複写に関する著作権問題のその後の状況 について

文部省の学術情報課では、国立大学等からの 複写に伴う著作権対価の徴収について具体的な 検討を開始している。複写に関する著作権問題 については、本委員会としての基本的な考え方 を既に見解で表明しており、この線に沿って、 慎重な対応をしたい。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

1) 医療法の改正に伴う問題について

医療法の一部が改正され、紹介患者を主とする「特定機能病院」が制度化された。「特定機能病院」が制度化された。「特定機能病院」における紹介患者の割合等については、今後厚生省令で定められることになっており、目下、関係者間で話し合いが行われている。本委員会としては、この問題について、引続き全国医学部長病院長会議の対応を見守りたい。

2) 脳死及び臓器移植に関するアンケート調 査結果について

先頃,医学部を有する全国42大学に「脳死および臓器移植に関するアンケート調査」をお願いしたところ,すべての大学から回答をいただいた。その集計結果が「資料12」であり,これを総会に提出報告し、各大学の参考に供したい。

ついで、会長から、アンケート調査結果の総会提出について諮られ、異議なく了承された。

(8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

去る7月15日に本委員会を開催し、文部省の 工藤大学課長から、教養教育について文部省の 考え方を聞き、意見交換した。

工藤課長からの主な説明は、○教養教育の改革については、まず第一に、大学設置基準の改正に伴うカリキュラムの改革を検討いただきたい。○大学審議会答申の基調になっている、高度化、個性化に沿って、既存学部の充実、大学院の充実を図る等、さまざまに工夫し、特色ある大学創りを目指してほしい、等であった。

このほか, 各委員の所属大学における教養教育の改革についての実情について意見交換した。

(9) 教員發成制度特別委員会(将積委員長)

前回6月総会に、本委員会では、今後、①教員養成の危機的状況、②教師の資質・教職の専門性を育てる「大学における教員養成」、③教員養成系大学・学部の大学院及び新課程、の3点を柱に検討をすすめていく旨ご報告したが、その後、これの具体的検討のすすめ方について協議した結果、差し当って、最近の教員の需給状況や教員免許取得者の減少などの実状を把握するため、各大学のほか、各都道府県教育委員会にアンケート調査をお願いすることとしてはどうかということになった。現在、このアンケートの原案をまとめている。

(10) 大学院問題特別委員会(高橋委員長)

「国立大学大学院の現状及び今後のあり方」について大学及び企業関係等にアンケート調査を実施することとし、このほど本委員会の下に「調査専門委員会」を設けた。去る7月3日にその第1回目の委員会を開催し、具体的調査方法等について協議した結果、先ず、国立大学の全教官を対象とするアンケート案をまとめ、その上で企業関係等へのアンケート案について検討することとした。その後、9月5日、6日及び9月28日に専門委員会を開催し、教官宛アンケート案について検討したが、設問項目が多岐にわたることもあって、まだまとまるまでに至っていない。

(11) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

1) 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向 に対応した生涯学習の振興方策について」 (平成4年7月29日) について

平成4年7月29日付で生涯学習審議会が「今 後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策 について」の答申を文部大臣に提出した。これは、平成2年6月に制定された「生涯学習の振 興のための施策の推進体制等の整備に関する法 律」によって、生涯教育は、学校教育を包含するものとして位置づけられたことを基に、生涯 学習振興のための具体的方策を示したものである。これによると、国立大学も広義の生涯教育 に対する責任が生ずることになるが、伝統的な 教育・研究に新たに付加された形であり、慎重 な対応が必要である。

なお、会長の会務報告にあったとおり、生涯 学習審議会から、答申に先立つ「中間まとめ」 について意見が求められ、会長の依頼で、同審 議会に出席し意見を述べた。

2) 報告書「国立大学と生涯学習」の作成について

去る9月21日開催の編集小委員会で検討のう え報告書「国立大学と生涯学習」の第1次原稿 を取りまとめ、これを10月1日開催の本委員会 に提示し、引続き各委員へこれに対するコメン トをお願いしているところである。今後、寄せ られた意見を踏まえて最終的に取りまとめるこ ととしたい。なお、報告書は、本委員会として の見解であって、必ずしも国大協全体の見解を 反映するものではないことをご了承願うことに したい。

3) 委員の補充について

本委員会を拡充することとし、本理事会で既 にご承認を得たとおり、委員の退任に伴う欠員 補充として横山長崎大学長、及び新たに砂川琉 球大学長に委員をお願いした。

なお,生涯学習に関わり,今後,放送大学, 企業等,国立大学以外の関係者からヒアリング を予定している。

4. 入試について

(1) 第2常置委員会(末松委員長)

去る10月9日に委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 平成5年度国立大学追加合格者決定業務 に係る入学手続状況に関する情報交換事務 取扱要領について

各大学における追加合格者決定業務の円滑化を図って例年作成している「追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」の平成5年度版を作成した。これを公立大学協会と協議し、その了解を得たうえ各大学長宛送付したい。

2) 大学入試センター教科専門委員会委員に 係る処遇等の改善について

大学入試センターから要望があった,大学入 試センター教科専門委員会委員(試験出題委員) の処遇等の改善に関し,同センターから説明を きき,これを支持することとした。

3) 高等学校学習指導要領改訂に伴う入試対 応について

平成6年度から高等学校学習指導要領が改訂 されて新教育課程による教育が実施されるの で、これに伴う大学入試のあり方を検討する必 要がある。

今回の改訂の趣旨は、一口で言うと"個性化の重視"ということにある。大学入試センター試験については、既に大学入試センターにおいて、先に決定した「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針」に基づき、専門委員会で具体的な教科・科目、出題方法等について検討がすすめられており、今後「資料9」に記されたタイムスケジュールに従い、平成5年半ば頃を目途に「中間ま

とめ」を公表したのち、平成6年度中に最終的 に決定公表される予定である。

各国立大学では、第2次試験の出題教科・科目等について検討し決定する必要があるが、入試制度に大幅な変更が伴う場合は、2年程度以前に予告する例になっているので、これに従えば、平成6年度末までには各大学・学部として決定・公表しなければならない。

以上の状況を踏まえて、本委員会として対応を検討したが、○試験教科目数を減らす方向には問題がある。○高等学校教育と大学教育との有機的接続に配慮し、教育の一環として入学者選抜を行うとの基本的立場をとるべきである。○推薦入学について、今後18歳人口の減少に伴い問題化するおそれがある私立大学との関連をどのように考えるか、などの意見のほか、○入試改善特別委員会で現在検討がすすめられている、入学者選抜方式の改善との関連をも考慮に入れて検討する必要がある、などの指摘があった。

いずれにしても,まだ新しい教科書が出来ていないので,取り敢えず,新学習指導要領などの資料をもとに速やかに具体的な検討を始めることにしたいが,各大学としても早めに検討に入っていただくようご留意願いたい。

(2) 入試改善特別委員会(井村委員長)

去る10月8日に本委員会を開催し、「入学者選抜についての平成6年度実施要領等」及び「第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」の2件について審議した。

1) 「国立大学の入学者選抜についての平成 6年度実施要領等」について

「国立大学の入学者選抜についての平成6年 度実施要領等」の本委員会としての原案を作成 し、これを7月28日付で各大学長宛送付のうえ ご意見を求めた。これに対し、6件のご意見・ ご要望が寄せられたので、それらの内容につい て審議した。寄せられたご意見・ご要望の内容 及びそれに対する本委員会の検討結果は次のよ うである。

第1の意見等は、「国立大学の入学者選抜の実施方式については、平成元年度から「連続方式」と「分離分割方式」の2つの方式の併存で行われているが、矛盾が生じてきているので、実施方式の一本化についてできるだけ早期に実現されたい」という意見である。

この件については、一本化を含めて見直しを 検討したいと考えているが、その基礎資料を得 るためのアンケート調査の実施について、後刻 ご意見を伺いたい。

第2の意見等は、『入試業務等のため休日出勤 を強いられることが多いが、週休2日制になっ た現在、余裕のある業務の遂行が可能なように、 今後日程の改善をお願いしたい』という要望で ある。

この件については、今後、入試日程の検討を 行う際に十分考慮することとするが、このため、 たとえば、第2次試験開始期日を早めることに ついては、私立大学側との関係のほか、高校側 への配慮ということもあり、かなり困難な状況 であるが、今後、慎重に検討することとした。

第3の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度の実施日程表(案)の日付に日曜日、祝日、休日の印(○・□)が付されているが、土曜日についても何らかの印を付してほしい』という要望である。

この件については、ご要望どおり実施日程表の土曜日の日付を()で囲むこととした。

第4の意見等は, 『第2次試験の出願期間後の

業務処理が過密化し、処理に支障を生じかねないので、過密を解消するため、出願期間を早めてほしい」という要望である。

この件については、第2次試験出願の受付開始が大学入試センター試験(追試験を含む)実施後となるので、これ以上出願期間の開始を早めることは無理であり、原案どおりとすることとした。

第5の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実施日程表(案)で、大学入試センター試験成 績請求・提供の期間が「2月2日から2月10日 まで」に変更されたのであれば、第1段階選抜 の結果発表(「A日程」、「B日程」及び「前期日 程」)期限は「2月11日まで」でなく「2月10日 まで」としてほしい』という要望である。

この件については、ご要望のとおり、第1段 階選抜の結果発表(「A日程」、「B日程」及び「前 期日程」) 期限を「2月10日まで」と修正するこ ととした。

第6の意見等は、『[附属資料]の平成6年度 実施日程表(案)で、入学手続締切期日(「A日程」、「B日程」及び「後期日程」)が3月28日に 変更されたのであれば、定員一部留保第2次募 集出願受付の期間は「3月23日から3月27日ま で」ではなく「3月23日から3月28日まで」と してほしい』という要望である。

この件については、ご要望のとおり、定員一 部留保第2次募集出願受付期間を「3月23日か ら3月28日まで」と修正することとした。

以上の検討結果にもとづき,原案に一部修正 を加えて,「平成6年度実施要領・細目・実施上 の申し合わせ事項」の最終原案を「資料13」の とおり作成した。これについてご審議いただい たうえ来る総会に提案いたしたい。 2) 国立大学の入学者選抜における次2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査について

去る6月の第90回総会で、将来の入学者選抜制度について論議し、その結論として、入試制度の変更については社会的影響が大きいのでできるかぎり慎重であるべきであり、もう暫くの間は現行の併存方式を続けて成行きをみることとしたが、同時に、最近は「B日程」の大学・学部が急減し「連続方式」が形骸化する状況にあるので、各大学の実情や抱えている問題点等についてアンケート調査し、それを基礎に将来の入試のあり方を検討していくことが了承された。

そこで、去る10月8日開催の本委員会で、協 議した結果、今後における国立大学の入学者選 抜の指針を確立するための基礎資料を得ること を目的として、各大学宛にアンケート調査を実 施することとし、早速、アンケートの具体的項 目について検討した。アンケート案はまだまと まっていないが、来る総会にはこれを提出する のでその実施についてご了承を得たい。

以上の報告及び提案があったのち,会長から,「国立大学の入学者選抜についての平成6年度 実施要領(案),実施細目(案),実施上の申し 合わせ事項(案)」の総会提出について諮られ, 異議なく了承された。

引続き会長から,第2次試験実施方式に関するアンケート調査の実施について諮られ,特に 異議なく了承された。

(3) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から,次の事項について説明があった。

1) 平成6年度からの新高等学校学習指導要 領実施に伴う平成9年度からの大学入試セ ンター試験の出題教科・科目等について

さきほど、第2常置委員会の末松委員長からのご説明のとおり、大学入試センターでは、平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について、各関係団体等の意見を伺って決定した「基本的方針」に基づき、その後、専門委員会で具体的な出題教科・科目、出題方法等について検討をすすめている。今後、平成5年度中には、これの「中間まとめ」を作成し、各大学にもご意見を伺ったうえさらに検討をすすめ、平成6年度のなるべく早い時期には最終的に取りまとめ、決定・公表したい。

2) 大学入試センター教科専門委員会委員に 係る処遇等の改善について

大学入試センターでは、予て大学入試センター教科専門委員会委員(試験出題委員)に係る 処遇等の改善方策について検討してきたが、この検討結果にもとづき、委員が所属大学におい て正当な評価のもとに業務が行えるよう配慮方 を各国・公・私立大学長へ要望申し上げたい。

引続き、同副所長から、要望の趣旨等について、配付資料にもとづき説明があったのち、大学入試センター試験の問題作成等に対する各大学としての協力支援体制のほか、大学入試センター試験のあり方、平成9年度以降の入試対応等について意見交換が行われた。

5. 国立大学協会会則の一部改正について

会長から,当協会会則の一部改正(「大学運営協議会規程」及び「大学運営協議会実施細則」 の廃止,並びに「学長以外の委員の会議出席旅 費支給基準」) についてお諮りしたい旨述べら れ、ついで、事務局から「資料14」にもとづき、 改正理由について説明があった。

これについて審議の結果、異議なく、これを 総会に付議することとした。

6. 第92回総会の日時・場所について

会長から、次回の来年6月総会の日時・場所 を「資料8」のとおり予定したので、ご了承い ただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

7. その他

(1) 当面の諸問題について

会長から,国大協として検討課題は種々あるが,本日は,特に,各大学で一般教育の改革についてどうすすめてゆくべきか,ご意見を伺いたい旨述べられたのち,概ね次のような意見交換が行われた。

- 大学設置基準が大綱化され一般教育と専門教育との科目区分が廃止されたが、文部省では、これは一般教育を軽視するものではなく、各大学・学部としてカリキュラム全般を見直し、一般教育、専門教育を含めた4年一貫教育を如何にすべきかが最大の眼目であるという。これまでも教養教育の改善について検討してこなかったわけではないが、今後一層真剣に検討していきたい。
- 一般教育科目の講義を1,2年次生にかぎ らず3,4年次生及び修士課程大学院でも受 講できるようにしている。
- 一般教育の改革について、教養部を廃して 新しく学部を設けるとともに、学部4年間を 通して全学部で担うことに改めた。一般教育 科目のうち、たとえば外国語とか数学などの 基礎的な分野については新しい学部が担当 し、それ以外の高度な専門基礎については全

学部協力のもとに行うことにし、現在カリキュラムがまとまりつつある。これによって、 一般教育をより充実、高度化したい。

- 大学1,2年次で教養教育,3,4年次で 専門教育として明確に分けることは一般教育 と専門教育との有機的関連を欠くことにな る。両者を有機的に関連させるためには、や はり4年一貫教育の中でカリキュラムを考え る必要があると思う。また、社会が大学教育 に求めることも最近は、学生に専門的知識よ りは一般教養的知識を身につけさせることの 方に重きがおかれている。
- 一般教育,専門教育,それに大学院教育を どう有機的に結びつけるかが大事なことと思 う。
- かつて、旧制大学では3年間で専門教育の みであったのが、新制大学では、4年間で一 般教育と専門教育の両方を行うことになった ため、それだけ新制は旧制に比べて教育内容 が過密になり、ゆとりがなくなった。この点、 高校で一般教育相当の教育をしてもらうよう にできないものか。
- 高校2年修了で大学受験させ、あと1年を 一般教育にあてられないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、最 後に会長から次のように述べられ、本日の議事 を終了した。

本日は特に一般教育の改革に問題を絞ってご 意見を伺ったが、ご指摘があったように、一般 教育は専門教育及び大学院教育と深く結びつい ており、一般教育の問題は、つまるところ、大 学教育を改革する方法如何ということになるか と思う。この件については、引き続き総会でも ご意見を伺うことにしたい。 日 時 平成4年11月11日(水) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

有馬会長から、開会の挨拶があったのち、次 のように述べられた。

今総会は定例総会であり、従って各委員会委員長から審議状況のご報告をいただき、これに基づく協議をお願いすることになるが、平成6年度入試については、その要領等をご審議願い、その他、国立大学の当面する諸問題についてもご意見を伺いたいと考えるので、よろしくお願いしたい。

なお、大学入試センター試験等についてご説 明願うため、大学入試センターの高橋所長にも 後刻ご出席いただくこととしたので、ご了承願 いたい。

また、健康上の理由で、前回総会を欠席し、ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫びする。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説 明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料 3」により行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長から,前回総会以後に交代された学長に ついて,次のとおり紹介があった。

 (大学)
 (前任)
 (後任)

 茨城大学
 浜田 哲夫 橋本 周久

 長崎大学
 土山 秀夫 橋山 哲夫

(4) 欠席及び代理席について

会長から、欠席の西澤東北大学長並びに代理

出席の一橋大学の宮川附属図書館長(以上第1日のみ),山梨大学の毛利教育学部長,島根医科大学の高折副学長及び大分医科大学の小林副学長の紹介があった。

I 会務報告

会長から,前回総会以後の主な事項について, 次のとおり報告があり,その他の事項について は,「国立大学協会事業報告」(資料 6) をご参 照願いたい旨述べられた。

1. 要望雲の提出について

- (1) 前回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月8日、会長、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員及び平間事務局長が人事院、大蔵省、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。
- (2) 前回総会でその取扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月7日に、会長、第4常置委員会の阪上委員長、黒崎専門委員及び平間事務局長が関係省庁に赴き、文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。

なお、その際、教職員の待遇改善及び平成5年度国立学校特別会計概算要求と補正予算についてもロ頭で要望した。

2. 審議会等への意見陳述について

- (1) 学術国際局から,学術審議会「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(中間報告)」について意見の提出を求められたので,第6常置委員会の廣重委員長に依頼し,7月6日,同委員長が関係委員会委員長と協議してまとめられた意見を提出した。
- (2) 教育上の例外措置に関する調査研究協力 者会議から、特定の分野において特に能力の著 しい者に対する教育上の例外措置の実施につい て意見を求められたので、第1常置委員会の鈴 木委員長とも協議し、去る7月16日、同委員会 の金森委員にご出席願いご意見を述べていただ いた。

3. 全国高等学校長協会との懇談について

去る6月24日,塩野谷,井村両副会長及び第2常置委員会の末松委員長が,全国高等学校長協会の大野会長ほか5人の役員と入試に関する問題について懇談した。

4. 全大協との懇談について

全大協からの申入れにより,去る10月19日, 第4常置委員会の阪上委員長が全大協の石井副 委員長ほか数名と会い,技術職員,教務職員問 題について懇談した。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から、次のよ うに述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に入 るが、委員会の審議状況の要旨は、各委員長に お取りまとめいただき、「資料 7 」として配付してあるのでご参照いただきたい。

なお,入試関係は別議題としたので,第2常 置委員会と入試改善特別委員会の報告はその審 議の際にお願いしたい。

ついで,前回総会以後の各委員会の審議状況 について,各委員長から,概ね次のとおり報告 があった。

(1) 第1常置委員会(鈴木委員長)

去る10月27日,委員会を開催して,今後の課題として,「21世紀に向けての国立大学の在り方」を検討することとし,さしあたり,委員長,委員4名,専門委員2名からなる小委員会を設け,問題点等の整理を行うことになった。

(2) 第3常置委員会(佐々木委員長)

1) 平成4年度就職協定について

平成4年度の就職協定については、せめて6月くらいまでは就職問題に煩わされることなく学生が勉学に専念できるようにするという、就職協定の精神に則り、大学における求人票の公示を7月1日、採用の選考開始を8月1日前後を目標、採用の内定開始を10月1日とするということであったが、昨年並に大筋においては、守られたといえる。

なお、10月29日に就職問題懇談会を開き、企 業側、大学側双方から平成4年度の就職状況に ついて報告があり、これを受けて、就職協定協 議会特別委員会において、平成5年度の就職協 定について、ほば平成4年度並の取り扱いとす ることとし、最終的には、11月下旬開催の就職 協定世話人会において決定することになる。

2) 育英奨学制度のあり方について 文部省に,平成4年度に「育英奨学制度に関 する調査研究会」が設けられ、既に数回にわた り会議がもたれ、同制度のあり方について、来 年度早々には答申案を作成することになってい る。

この研究会にむけて、国大協としての意見表明も必要となるので、9月3日、委員会を開き委員各位の意見を伺い、多くの有益な意見を得たので、今後の調査研究会に反映させていくこととした。

同研究会では当面,①入学一時金のための奨 学制度の創設,②大学院学生の貸与率を上げる ための有利子の育英制度の拡大について検討す ることとした。

3) 大学院学生寄宿舎基準設定にかかわる一 橋大学の要望について議論し、大学院充実が重 要施策の一つである今日、当委員会もこれを支 持することとした。

この後、大学院学生の育英奨学制度のあり方について若干の意見交換があった。

(3) 第4常置委員会(阪上委員長)

1) 技術職員問題について

前回の総会において承認を受けた本委員会立 案の「教室系技術職員の組織化と研修の進行状 況について」のアンケートを実施した結果,す べての国立大学から回答をいただいた。

9月30日開催の小委員会において、アンケートの回答のまとめ方について討議し、組織化の進展状況とデータとして集計できる部分を重点に中間のまとめを行い、10月30日開催の本委員会において検討のうえ、本日の総会に報告することとした(資料9)。さらに、全体の総まとめの作業を引き続き行うこととしている。

また、これと並行して、アンケートの結果を ふまえつつ、あらためて会長から要請のあった 技術職員の専門行政職俸給表適用への移行問題について検討を行うこととしている。

2) 要望書について

- ① 前回の総会で採択された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を、7月8日に有馬会長、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員及び平間事務局長が、文部大臣、人事院総裁及び各関係担当官に提出し、その趣旨に則っての配慮方を要望した。
- ② 前回の総会で会長から作成及び提出の時期を一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を9月30日開催の小委員会で取りまとめ,10月7日に有馬会長,第4常置委員会の阪上委員長,黒崎専門委員及び平間事務局長が,文部大臣,大蔵大臣,総務庁長官及び各関係担当官に提出し,その趣旨に則っての配慮方を要望した。

3) 教務職員問題について

- ① 昨年11月の総会に提出した本委員会の「教務職員問題に関する検討結果報告」(1991年10月16日)の趣旨を、本総会において再度徹底し、そこに示されたいくつかのガイドラインに沿って各大学がそれぞれの実状に応じて具体的措置をとられるよう重ねてお願いしたい。
- ② 「教務職員問題に関する検討結果報告」 に沿っての各大学でのその後の取り組み状況を 本委員会として把握したい。

この後,技術職員の組織化について,若干の 意見交換があった。

(4) 第5常置委員会(角田委員長)

1) 日豪大学交流計画について

前回の総会において,アジア太平洋大学交流 (UMAP)試行計画の一環として,日豪大学間 交流を推進することが決められ,とりあえず,

第5常置委員会所属大学を中核として、日豪大学交流に関心を持つ大学がグループを作って、 これにあたることになった。

このため、7月19日から8月1日にかけて、日豪大学交流の可能性、問題性を探り、今後の進め方についても協議する目的で、一橋大の山澤教授、電通大の御子柴教授、東外大の松田教授及び長崎大の桐山博士がAVCCの準備された旅程に基づいて豪12大学を訪問、また、AVCC会長等とも懇談した(資料10)。

その後,国大協からの調査団派遣に呼応して, 10月4日から17日にかけて,豪大学調査団が来 日,関東,中京,関西の国私立数大学を歴訪, 日本側大学関係者と懇談を行った(資料11)。そ の間,10月16日午後10時から約2時間にわたっ て,東大山上会館会議室において,調査団一行 と日本側代表との間で,調査結果に基づいて日 豪大学交流促進のための協議が行われた。

このように相互に協議を進める中で、日豪個別大学間での交流問題討議に加えて、コンソーシアム形式で情報交換、協議を行うことが、個別大学間交流での共通の障害を克服するうえで、また、UMAP試行計画の一環として交流計画を進展させるうえで有意義であることが明らかになった。この理由で、国大協とAVCCの間で両国間の学術分野での協力を内容とする、枠組み的学術交流協定を結ぶことを提案したい。(資料12)

なお,第2次オーストラリア大学調査団の派 遺を計画しているので,希望大学は来年3月末 までにお知らせ願いたい。

2) UMAPについて

1994年度に日本で開催を予定されているUM AP日本総会については、小委員会を組織して 計画案を作成することとし、とりあえずUMA P総会と高等教育の相互交流に関するシンポジウムを併せて行い、開催の時期・場所については、1994年秋、大阪とする線で計画を進めている。

3) 平成4年度外国大学長招致事業について 来年1月29日から2月7日の10日間,イタリアのヴィテルボ国立トゥシャ大学長ほか2学長を招致することとした。

この後、日豪学術交流協定の提案について、 角田委員長から若干の補足説明があった後、協 議が行われ、趣旨については異議なく了承され、 日本文の表記で一部不適当と思われる箇所につ いては修正することとし、承認された。

(5) 第6常置委員会(廣重委員長)

1) 大学財政の動きについて

平成4年度の国立学校特別会計予算は文部省をはじめとする関係省庁の配慮により、メリハリのある内容となった。9月22日開催の本委員会では、文部省高等教育局の工藤大学課長から、平成4年度予算と平成5年度の特別会計概算要求事項を中心に配付資料をもとに説明がなされ、質疑応答が行われた。

また、平成4年度特別会計予算の目玉の一つである特別施設整備事業との関連で発足した国立学校財務センター(平成4年7月1日発足)の設置目的及び業務内容について、前川センター所長から説明があった。

学術審議会から提出された「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(中間報告)」(平成4年6月15日)に対し、国大協としての意見が求められたが、国大協全体で検討する時間的余裕がないため、有馬会長の指示により、関連する関係委員会委員長から意見を求め、第6常置委員長が主になってまとめることにな

- り、国大協としての意見をまとめた。
 - 2) 今後の活動方針について

厳しい財政状況の継続が予想される中で、国 立大学のより一層の活性化を目指し、今後、国 立大学財政基盤の充実をいかに実現するかにつ いて討論した。基本的には、本年3月に提出し た第6常置委員会報告「国立大学財政基盤の現 状と改善」に盛られたいくつかの課題への具体 的対応を先行すべきであるとされた。一方、国 立大学の財政基盤改善のための具体的対応の中 で、当然、「適切な到達レベル」を示すことが必 要であるが、これに対する理論的根拠を予め用 意すべきである。換言すれば、納税者である国 民に納得させることのできる理論構築を急ぐべ きであるとの指摘があった。このために手始め として、第6常置委員会のもとに「懇談会」を 設け、予備的な討議を行うことが了承された。 懇談会の構成員について、委員長案が示され検 討されたが、最終的には委員長一任となり、現 在、具体的な構成員が決まったので、正式にス タートさせたい。

また,授業料以外の学生納付金について改定 の動きが報道されたので,例年同様「要望書」 を作成して関係省庁に提出したい。

â

この後、会長から「懇談会」の設置及び「要望書」の提出について諮られ、異議なく了承された。

なお、会長から、学生納付金について、文系、 理系に格差を設けること及び国立、私立のバラ ンス等について、国立大学のあり方をふまえ、 後日ご検討いただきたい旨発言があった。

- (6) 学術情報特別委員会(太田委員長)
- 9月4日開催の委員会で審議した主な事項は次のとおりである。

- 1) 「21世紀を展望した学衛研究の総合的推進方策について」(平成4年7月23日学術審議会答申)について、文部省の柴山学術情報企画官から、特に、学術情報関係の部分について説明を受けた。
- 2) 平成5年度の文部省学術情報システム関係概算要求の概要についても、同企画官から説明を受けた。その内容は、学術情報センター部門・定員増、国立大学の大型計算機の更新、総合情報処理センターへの昇格、情報処理センターの新設、データベース作成等の促進、学内LANの整備、国立大学図書館の整備などである。
- 3) 複写に関する著作権の問題のその後の状況については、国大協への外部からの働きかけなどはないものの、文部省の学術情報課では、国立大学等からの著作権対価の徴収について具体的な検討を開始している。本委員会としては、考え方の基礎については、既に基本見解(I)及び(II)で表明しているが、各国立大学においては、基本見解に沿って、該当複写枚数等のサンプリング調査を内々に実施されるようお勧めしたい。
- 4) 国立大学図書館協議会が文部省あてに提出した「学術情報システムの整備拡充に関する要望書」について、同協議会の清水会長から説明を受けたが、大学附属図書館と附属の情報処理センター、総合情報処理センターなどの整合性についての必要な事項などを、次回までに調査することにした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

1) 任期満了等により欠員になった委員の後任として、坪井山形大学長、宮地信州大学長、山崎宮山医科薬科大学長、川島浜松医科大学長、

武田徳島大学長を選出した。

- 2) 本委員会の決定に従い,脳死及び臓器移植に関するアンケート調査を医学部を有する大学の学長及び医科大学長を対象に行い,集計を行った(資料13)。上記大学の大部分には倫理委員会が設置されており,かつ臓器移植が行われた場合,有力な担当施設となりうるが,コメントをつけずにアンケート結果を総会に報告するので,各大学での方針決定の参考にしていただきたい。
- 3) 10月5日開催の委員会では、前述のほかに、医療法の改正に伴って生ずる諸問題、医学教育における一般教育のあり方、看護学科新設に関する諸問題、医・歯・薬系卒業生の将来展望などについて、意見の交換を行った。
- 4) 委員長の任期満了に伴う次期委員長に吉 田千葉大学長を選出した。

(8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

本委員会は、平成4年7月15日に開催し、最初に新委員の吉田千葉大学長、小黒富山大学長、小野和歌山大学長及び森野熊本大学長が紹介された。今回は、文部省の工藤大学課長を招いて、大学教育特に教養教育に関するカリキュラム改善についての基本課題について説明を受けた。その要点は、学校教育法第52条はそのままで、戦後の学制改革による新制大学の理念は変わっていないこと、一般教育科目や教養部について指摘されている主な問題点、大学設置基準の改正は教養教育を軽視するものではないこと、一般教育科目の区分が廃止され、各大学が自由にカリキュラム編成できるようになったこと等であった。ついで、質疑応答及び情報交換が行われた。

(9) 教員發成制度特別委員会(將積委員長)

本委員会は、平成元年度に会員大学に対して行った調査に基づいて、本年1月「大学における教員養成」をとりまとめ、新免許制度への移行期における各大学の教員養成のための教育の実態とその問題点を考察するとともに、今後の教員需要の見通しや、大学における教員養成のあり方についての意見を公表した。

しかし、最近5年間に、教員の需給関係や学生の教職志向には著しい変化が起こりつつあり、教育実習の履修者や、教員免許取得者は減少傾向にある。このことは、一般大学のみならず教員養成大学・学部においても教職志向の減退傾向として現れている。このような状況について、本委員会は春の総会時に「教員養成の危機」という認識を示した。その後、これらの問題状況を調査することとし、その方法についての検討を進めてきたが、このたび、各会員大学及び各都道府県教育委員会等に調査のような膨大な調査内容でなく、ごく基本的基礎的な調査なので、ご協力願いたい。

いずれにしても、教職を志し、教職に就こうとする者が、減少傾向にあることは関係各方面において指摘されており、日本の将来のために子供たちの教育に献身しようとする優秀な青年が減少していることは大きな問題である。このような観点から、教職志願の動向の変遷及び大学卒業者の進路の動向を分析し、その要因等を考察するとともに、教職に人材を誘致するための具体的諸方策、「大学における教員養成」の改善方策を検討したい。

(10) 大学院問題特別委員会(髙橋委員長)

「国立大学大学院の現状及び今後の在り方に

ついて」の調査に関し、具体的な検討及び実施を行うために設置した大学院問題特別委員会調査専門委員会の第1回会合を7月3日に開催した。同委員会においては、調査趣旨の説明と調査方針案の検討及び意見交換を行った。この結果、まず国立大学の教官を対象としたアンケートの作成を最初に取り上げることとし、各自試案を作成の上これを集めて検討を行い、その上で原案作成を開始することとした。その後、第2回調査専門委員会を9月5,6日の両日にわたって開催、また、第3回調査専門委員会を9月28日に開催し、引き続きアンケート原案作成の作業を継続中である。

以上の報告後, この国立大学教官の悉皆調査 を行ってよろしいか了承を得たい旨発言あり, 了承された。

(11) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

前回総会以後の審議・調査などの状況について項目別に報告したい。

- 1) 平成4年7月29日付けで生涯学習審議会が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申を出した。これは平成2年の生涯学習に関する法律によって、生涯教育は学校教育、社会教育を包含するものとして位置づけられたことを基に、具体的な方策を示したものである。これによると、国立大学も広義の生涯教育に対する責任が生ずることになるが、伝統的な教育研究に新たに付加された形であり、慎重な対応が必要である。なお、この審議会に対しては委員長が出席して意見を述べた。
- 2) 「国立大学と生涯学習」の委員会報告書 の作成が前総会で認められて以来, 7月30日及 び9月4日の文部省担当者と委員長との打合せ

を経て、9月21日に太田委員長、山本、小川及び佐々木の各専門委員並びに岡本生涯学習振興課長補佐(オブザーバー)による編集小委員会を開き、第一次原稿を作成した。これは10月1日に開催した本特別委員会へ提示、説明された。また、引き続き各委員へこれに対するコントをお願いしている。なお、この報告書に盛られたなけれた。また、①中教審や生涯学習審の答申に盛られたは、①中教審や生涯学習審の答申に盛られたは、①中教審や生涯学習審の答申に必られては、①中教審や生涯学習審の答申に必らに表づいて作成されたこと、②現行制度のとに基づいて作成されたこと、②現行制度の記載であるが、それぞれの箇所で断ってあること、③この報告書は本特別委員会としての見解であり、必ずしるとなどを了承いただきたい。

3) 国立大学における生涯教育,リカレント教育,リフレッシュ教育などの重要性が増したことにかんがみ,本特別委員会を拡充することが10月1日の委員会で提案され,了承された。これに基づき,新委員として横山長崎大学長,砂川琉球大学長,オブザーバーとして小尾放送大学長をお願いすることになった。また,企業の社員研修制度についてなど国立大学以外の関係の人々からも積極的にヒアリングを行うことにした。

2. 各地区学長会議の状況報告

会長から,前回総会以後,今回総会までの間 に開催された各地区学長会議の状況を各当番大 学から報告願いたい旨述べられ,それぞれ次の とおり報告があった。

(1) 東北地区(船越岩手大学長)

9月29,30の両日に開催し、生涯学習社会における大学の対応について、また、教育研究組

織及び一般教育の改革についてを課題としてそれぞれ意見交換を行った。

(2) 関東・甲信越地区(末松東京工業大学長) 10月16日に開催し、教育課程の改訂、教養部 の改組、自己点検・自己評価の実施、大学院の 設備充実等、大学設置基準の大綱化等に伴う各 大学の対応や取り組み状況について意見交換を 行った。

(3) 東海・北陸地区(武村三重大学長)

11月4,5の両日に開催し、文部省高等教育局専門教育課長を招いて話を伺った。議題として、大学設置基準の大綱化に伴う教育改革を協議し、大学の自己点検・評価、単位互換について各大学の状況を承合事項として伺い、意見交換を行った。

(4) 中国·四国地区(福西愛媛大学長)

10月29,30の両日に開催し、単位互換等、大学間の教育の協力について意見交換を行った。

3. 入試について

- (1) 第2常置委員会報告(末松委員長)
- 1) 追加合格者決定業務に関する件

平成5年度国立大学入学試験の追加合格者決定業務の際に必要な各国立大学の入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について,恒例にしたがって取り決め,公立大学協会の了承を得た後に,各国立大学に連絡することにした。

2) 高等学校学習指導要領改訂に伴う入試対 応に関する件(資料 8)

平成6年度から実施される高等学校学習指導 要領改訂に伴う高等学校教育課程に対応し、平 成9年度の大学入試から入学試験科目を変更し

なければならない。これに関連して、①平成5 年から平成6年には「大学入試センター試験」 の出題教科・科目等の中間まとめが報告される 予定である。したがって、②各国立大学では「第 2次試験 | に関する出題教科・科目等の検討を 行う必要性があるが、今回の改訂はかなり大幅 であり、この様な場合には大学の入試科目等の 変更については2年ほど前(平成6年度末)に 公表するのが望まれる。このように、国立大学 として、第2次試験に課すべき教科・科目数と その内容とを検討しなければならないが、この ことは高等学校教育に重大な影響を与えるの で、改訂後の高等学校教育課程への対応を考慮 するとともに、単に教科目数を減らすだけの対 応には問題があり、髙等学校教育と大学教育と の有機的接続に配慮し、教育の一環として入学 者選抜を行うとの基本的立場をとるべきであろ う。

3) 報告事項

大学入試センターから,大学入試センター教 科専門委員会委員に係る処遇等の改善につい て,国大協会長宛に要望書の案が用意され,こ の内容について意見交換を行い,これを支持す ることにした。

以上の報告に関連して,高橋大学入試センター所長から,「大学入試センター教科専門委員会 委員に係る処遇等の改善について」の要望書に ついて説明があり,各国立大学へも同趣旨の要 望書を送付させていただきたいこと,また,同 要望書に対する理解と協力を依頼された。

ついで、会長からも、この件について各国立 大学へ協力を要請した。

(2) 大学入試センター試験の出願状況等について

大学入試センターの髙橋所長及び松本副所長から、平成5年度大学入試センター試験の志願者数について、本年度は、女性の志願者の増加率や現役志願率が高いこと、また、志願者総数が過去最高となったこともあり、当初の収容予定数を越える試験地区も出てきたこと等の説明があり、該当地区の試験場増設について協力要請があった。さらに、大学進学案内及び大学ガイダンスセミナーの状況報告があった。

(3) 入試改善特別委員会(井村委員長)

平成4年10月8日に委員会を開催し、「国立大学の入学者選抜についての平成6年度実施要領等」と「国立大学の入学者選抜における第2次試験の方式の問題点に関するアンケート調査」の2件についてそれぞれ審議した。

1) 実施要領等について

ā

平成6年度の入学者選抜第2次試験は、平成5年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが第90回総会において承認されたので、平成5年度に準じて実施要領等の本委員会としての原案を作成し、その原案を7月28日付けをもって各国立大学長宛に送付し、意見等があれば9月30日までに回報されたい旨照会したところ、6件の意見・要望が寄せられたので、それらの内容について検討した結果、次のとおりとさせていただいた。

寄せられた意見等の第1は、「国立大学の入学 者選抜の実施方式については、平成元年度から 「連続方式」と「分離分割方式」の2つの方式の 併存で行われているが、矛盾が認められるので、 実施方式の一本化について早期実現をお願いし たい。」という意見である。この件については、 現在,本委員会において入学者選抜第2次試験 実施方式の見直しのため,各大学に対してアン ケート調査を行う予定にしている。

第2の意見等は、『平成6年度実施要領(案)の実施日程で入試業務を実施すると、業務やその準備等のため休日出勤を強いられることが多くなり肉体的、精神的に非常に厳しい労働境となることが予想される。ついては週休2日制が定着し社会状況が労働時間短縮化の方向のかいつある現在、余裕のある業務が遂行可能なように、今後日程の改善をお願いしたい。』という要望である。この件については、今後、入して十分考慮することとするが、例えば、第2次試験開始の期日を現行の2月25日より以前にもっていくことについては、私立大学側との関係もあることを念頭に置き、慎重に検討することとなった。

第3の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実施日程表(案)で、日付のところに日曜日・ 祝日・休日の印(○・□)が入っていますが、 土曜日についても何らかの印を付していただき たい。』という要望である。この件については、 ご要望どおり〔附属資料〕の平成6年度実施日 程表の土曜日の日付を()で囲むこととした。

第4の意見等は、『第2次試験の出願期間後の 業務処理が過密化し、処理に支障を生じかねな いので、この過密をいくらかでも解消するため、 出願期間を早めていただきたい。出願期間の最 終日を可能であるならば、週末(金曜日)にし ていただければ、願書受付業務が効率的に処理 できる。』という意見である。この件については、 第2次試験出願の受付開始が大学入試センター 試験実施後であることから、これ以上出願期日 の開始日を早めることは無理である。また、出 願期間は、通常 9~10日間としていることから 受付開始の曜日によっては最終日が金曜日とな らない場合があるが、これはやむを得ないこと である。

第5の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実施日程表(案)で、大学入試センター試験成 續請求・提供の期間が「2月2日から2月10日 まで」に変更されたのであれば、第1段階選抜 の結果発表(「A日程」、「B日程」及び「前期日 程」)期限は「2月11日まで」ではなく「2月10 日まで」としてほしい。』という要望である。こ の件については、ご要望のとおり修正すること とした。

第6の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実施日程表(案)で、入学手続締切期日(「A日程」,「B日程」及び「後期日程」)が3月28日に 変更されたのであれば、定員一部留保第2次募 集出願受付の期間は「3月23日から3月27日ま で」ではなく「3月23日から3月28日まで」と してほしい。』という要望である。この件につい てもご要望のとおりに修正することとした。

以上の結果、原案を一部修正した実施要領等 の最終原案を本総会に付議するものである。

2) 国立大学の入学者選抜における第2次試験の方式の問題点に関するアンケート調査 について

今後における国立大学の入学者選抜の指針を確立するための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施することについて検討したところ、調査事項を定め11月に各大学宛調査依頼をし、来年1月一杯までに回答をいただき、その後、集計・分析し来春調査結果を報告するということになった。

以上の説明ののち, 会長から,「国立大学の入

学者選抜についての平成6年度実施要領(案)」「国立大学の入学者選抜についての平成6年度 実施細目(案)」「平成6年度第2次試験実施上 の申し合わせ事項(案)」について諮り、承認さ れた。また、会長から入試の問題に関するアン ケートを実施してよろしいか諮り、了承された。

(4) 各国立大学の平成6年度入試の実施方式・日程について

会長から、ただいま配付した「平成6年度国立大学第2次試験実施方式・日程(予定)表」は、各大学の回答をまとめた結果であるが、ご点検のうえ間違いなければ、明12日に公表したい旨述べられ、了承された。

4. 国立大学協会会則の一部改正について

事務局から、次のとおり説明があり、審議の 結果、承認された。

大学運営協議会は、昭和58年6月21日の第72回総会で廃止が承認されているので、その関係条文を削除し、また大学運営協議会規程及び細則を廃止すること、並びに学長以外の委員の会議出席旅費支給基準についても、同総会において統一的な現行の会議出席旅費支給基準が制定され、施行されているので、廃止するものである。

5. 当面の諸問題について

会長から,大学設置基準の改正に伴う大学の 対応,教育研究環境の改善,特に人文社会系に おける問題点及び入試制度の検討等々について ご意見を伺いたい旨述べられ,次のような主旨 の意見交換が行われた。

○ 科学研究費補助金については、1千億円達 成を目標に鋭意努力しているところである

- が、今後特別会計への一般会計からの繰入れ 率の増加についても目標としてはどうか。高 等教育への投資は、先進国に比べ見劣りする。 第6常置委員会で理論的根拠を検討していた だければ有り難い。
- 教育研究環境の大きな問題点は、施設の老 朽化、狭隘化である。平成2年度の資料をも とに、全国国立大学について40年以上経過の 建物を今後20年間に建て替えていくとどのく らいかかるか試算した。これによると年間約 2千3百億円かかる。現在1千億円程度なの であと1千億円以上の増加が必要である。
- 今年度にあっては補正予算が見込まれるので、2千億円とはいかないが多少改善が進むものと期待している。1980年の文教施設費は1千5百億円を越えていた。これをキープしていれば現状のようにはならなかった。85年頃これが半額となった上新設大学設置のため、既設大学にあっては百億円をきる事態となった。現在の日本で2千億円が無理難題とは言えないだろう。また、新規の建設だけでなくメンテナンス確保の問題も重要であろう。

ल्ब

- 教育研究環境については、特に理工系にお ける安全性の問題も取り上げる必要がある。
- 実験等の事故については、スペースの問題とともに、安全基準の遵守、保険等の問題も大切である。最近化学関係で起こす事故より、他の分野で知識のないものが起こす事故が深刻である。特定分野に限らず、全般的に安全教育を施すなどの対策が必要である。
- 環境問題の観点から廃棄物処理の問題についても啓発の必要がある。また、これら安全の確保には、十分な予算が確保されることも大切である。

- 定員削減により技官や助手が極端に減って いることも、安全対策を講ずるうえでマイナ ス要因である。
- 実験器具等が大型化しているのに対して、 実験施設の基準面積が実情に適さなくなっていないか。
- 学部学生に比べ大学院生の災害保険に対する加入率が低い大学もある。この点についても啓蒙努力の必要がある。
- 慢性中毒の問題に対する対策も必要である。有機溶剤、水銀等の慢性中毒は治療困難であり、労働省の特殊検診にも留意してほし
- 人文社会系の整備の問題に関しては、理系 に近いところもあり、施設が不足しているの が現状である。人文社会系で大学院が充実し ない理由は、学生を収容するスペースがない こと、社会がなかなか受け入れない環境にあ ることの2点であると思っている。
- 問題は深いところにある。基礎研究というと理系について取り上げることが多いが,人 文社会科学での基礎研究に対して目を向ける ことが大切である。
- すべてが中央指向になっている。地方のエネルギーが生かされていない。入試,財政といった問題も大切であるが,形而上的な発言をすることも意義あることである。中央と地方との格差をどうするか,地方の活性化をどう進めるか等について大きな視野にたって考えてもらいたい。
- 科研費についていえば人文社会系は、申請 そのものは少ないが、そのため採択率は自然 系に比べ高い。最近では、言語学、心理学、 考古学、地理学、美術、経営学等が伸びてい るようだ。

- 国際的な見地からも、特に遺跡調査等については、大学間の垣根を超えた協力体制を築いていくことが望まれる。
- 今年度から設けられた高度化推進特別経費 などを見ても自然系重視の配分に偏りがちで ある。来年度以降は、総額の増とともに、こ の是正についても検討ねがいたい。
- 人文社会系では、実験やフィールドワーク中心でないところは科研費の申請をしても採択されないといった諦めの意識があるように思われる。実験系・非実験系をかかえているところは、積算校費の格差が存在しバランスがとりづらい。
- 一つの問題は、科研費の総額そのものが足りないことにある。現在1千億円を目標に掲げて努力されているが、次の段階では理系と文系あるいは個人研究とプロジェクト研究とのバランスについても考慮されると思う。とにかく人文社会系は冷遇されていないので、そのような個定観念を捨てて積極的に応募することが必要である。また、グループでブロジェクトを組み応募することもすすめたい。
- 生活に密着した問題として勤務地手当(調整手当)の問題がある。地方に3年以上いると、その手当がなくなる。せっかく当方に来ていただいても3年後には帰っていただくしかない。教官、事務官の大学間の交流にも関わることなので、この点について配慮願いたい。
- 科研費における人文社会系の申請に関する 問題の一つとして、自然系の分科・細目の分 類が細分化されているのに対して人文系は分 類がおおまかであることが、審査のきめ細か い対応をしづらくしている。申請者にしてみ れば理解されていないのではないかとの意識

- もあろうかと思う。人文系の分科・細目を見 直す必要があるのではないか。
- 今回,見直し作業を行ったばかりだが,人 文社会系からの意見が少かったようだ。今後 も5年ごとに見直す方向なので,積極的な意 見を出される必要があるだろう。
- 人文社会系の一つの問題に国際性があげられる。日本文化を諸外国に認識させ国際的評価が得られるよう努力することが大事と思う。
- 人文社会系では学位が出にくいという問題がある。特に留学生が多くなっている昨今, 国際性の観点からも一つのネックではないか。改めるところは改めたほうがよい。
- 博士課程設置には熱意があるのだから、学 位を出す努力は当然であろう。
- 学位の問題では、留学生が日本では学位が 出ないので、さらに欧米へ行くなどのことも ある。人文社会系の学位を出せるような方向 で検討する必要がある。
- 人文社会系における留学生の学位が少ない ことは事実だが、学問の違いもあり、研究結 果を最低限日本語で書いてもらわないと困る ということもある。
- その点については、留学生の日本語教育を どうするかについても議論する必要があろ う。

以上の意見交換の後,会長から次のとおり述 べられた。

安全性の問題に関しては、内田長岡技術科学 大学長にその検討をお願いしたい。次に、教育 研究環境の改善に関しては、第6常置委員会の ワーキンググループで、国立大学としての理念 の構築も含めて、検討していただくこととした い。そして科研費については、人文社会系の申請を増やす努力をお願いしたい。さらに地方の 大学の活性化については、具体策を検討願いた い。なお、今日議論できなかった問題について は、明日意見を伺うことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第91回総会(第2日)—

日 時 平成4年11月12日(木) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

1. 当面の諸問題について

有馬会長より、昨日に引き続き、当面の諸問題について、昨日議論されなかった図書館並びに入試の問題等について議論していただきたい旨述べられ、以下のような意見交換があった。

○ 立派な図書館を建ててもらったが、現在所 蔵しているものがやっと入るという程度で、 5年経った今ではパンク状態である。また、 定員削減により図書館の人員が減ってしま い、図書の整理が非常に遅れている。

人文社会系の研究にとって一番大切なのは 図書,あるいは情報の収集だと思うが,その 情報の収集に欠くことのできないのが図書館 である。スペースとその運用について対策を 講じてほしい。

- 図書というのは時間とともにどうしても増 えるものなので、その点を考慮した面積を文 部省に要望する必要がある。
- 教官団は自分の研究室あるいは研究のため の設備等には非常に熱心であるが、共同利用 施設あるいは学生の厚生施設といったものに は熱意が薄いように思う。そういったものは 予算要求の段階で順位が低くなる可能性があ るのではないか。
- 学術情報特別委員会はその前の名称が図書

館特別委員会と言い,図書館の話は毎回のようにでている。今の面積不足ということの他にデータベース化や,またコンピュータによる検索システムも予算不足から進んでいない。また,学内LANあるいは各学部の研究を結ぶシステムの整備や情報センター等との有機化というのもいまだ不十分である。大学によっては,同じ学内で違うメーカーの真が大変である。いずれも予算の問題になかと思う。確かに,概算要求の時に図書館を優先するというのはシステム的に非常に難しく,学長裁量の特別研究経費の相当額を図書館に割いているというのが現状である。

○ 東京芸術大学は国立大学の中で唯一,専門の芸術の大学であり,所蔵品も5万点に近いものを持っているが,小さな陳列館があるくらいで美術館としての機能は殆どない。これだけの物を一般公開できないのは国にとって大きな損失である。もし,それらを公開できれば芸術系,人文系の研究者にも大変役に立つのではないか。また,本学は沢山の作曲家や演奏家を育ててきたが,音楽についても同様のことが言える。ぜひ美術館や奏楽堂といったものの整備にも力を入れていただきたい

- 最近の私立大学は特に教室と厚生施設が立派になったと思うが、これは学生が減っていく時代に対しての対応であると思う。それに対して国立大学は対応が遅れているのではないか。研究ばかりではなく、教育も大きな車の両輪の一つであると認識し、予算要求の上でも力を注ぐ必要があるのではないか。
- 国立大学の使命の一つとして、国民に対して十分な高等教育を与えるという観点から質も大切であるが、しかるべき量というものがあるのではないかと思っている。
- 今,我々が苦しんでいるのは大学教育の大 衆化ということなのではないだろうか。大学 教育を受けて,それを消化することのできる 子どもが全青年の中の5割以上いるとは思え ない。
- 現在,高等学校の教育内容が片寄りつつあるのではないかとの指摘がある。例えば、物理を現在とっている生徒の割合は全体の3割を切っているそうである。これは大学側の入学試験の科目の出し方にも関係があると思うが、そういった学生を入れると専門教育につなげるための教育をしなくてはならず、大学の初年度教育に必ず影響を与えている。
- 連続方式のB日程がどんどん減り、今や不 連続方式に成りつつある。すでに北海道、中 部、中国、四国では連続方式のB日程がなく なっている。そういう中で我々は依然として 分離分割方式と連続方式を併用していますと いって良いのだろうか。
- 入試の大勢としては、分離分割方式へ進んでいるようだが、今の方式でも余程の悪い点がなければ、複雑であっても良いのではないか。二度の試験をやるというのは、大きな大学では何とも思わないのだろうが、小さな大

- 学にとっては大変なことである。まして,人数の細切れの分離分割をやるというのは非現実的であるので,もし分離分割方式の一本化に踏み切るというなら,相当大きな自由度を用いてやって頂きたい。つまり,センター試験は難問,奇間を排して良い問題ではあるが,しかし正解を与えられた解答から選ぶという大きな限界がある。そういう性格を持ったセンター試験と各大学で行う個別試験との二本立てでやるという大方針は堅持して,後の細かいところは緩やかにしてやっていくという方向で検討願いたい。
- 入学希望者が非常に多い大学で、分離分割 方式の後期に重点を置こうとすると試験の成 績処理の日数が足らなくなる。それは大きな 学部で教官の人数が多いと可能だが、そうで ないと非常に難しい。開始日の2月25日を繰 り上げる対策をたてる必要がある。
- 国立大学には二度の受験機会を与えるという枠がある。この枠を外せば、前期・後期の問題はないと思うが、そうでない限り、前期・後期の比率は必ず問題にされるのではないか。
- 本学において、連続方式のB日程と分離分割方式とどちらが良い学生をとることができるかと議論した結果、当分B日程でいくべきとの結論がでた。もし、分離分割方式の一本化に踏み切るのであれば、本学としては後期のみの分割なき分離分割方式となると思うが、その方がかえって分かりにくくなるのではないか。
- 平成9年度から入試の試験科目を変えねばならないが、高等学校の教科が変わるという受け身の立場からではなく、今までの試験の結果を検討し、その結果を反映することが必

要である。

- 教育系の大学で中学校教員養成課程のよう に募集単位の少ないところ,例えば8人とい ったところに分離分割方式を取り入れても意 味はないのではないか。
- もし分離分割一本にした時に、後期が少ないのではないかという批判を必ず受けると思うが、しかしそれは、それぞれの大学で真剣に考えた上で選択したことであるから、それでよいのではないか。
- 国立大学の使命という点から見て、授業料を私立大学の平均値と同じようにすることが良いかどうか、特に人文・社会の方は1:7 どころか1:3とか1:4になっているところもあり、場合によっては私立大学の方が安いところもある。これは真剣に考えなくてはならないことであり、単に考えるだけではなく、ある程度、行動に移さざるを得なくなってきているのではないかと思う。
- 推薦入学制は目的意識と意欲を持った者を 受け入れ、入学後、クラス、学年において、 高い学習モラルを持ってリードしていけるよ うな者を入学させるのが目的であり、私立大 学の一部に見られるように、逸早く、入学者 を確保するというようなことであってはなら ないし、一方、受験生の側が、早く入学をす る大学を決めてしまうという安易な傾向が見 られるだけに、このところはかなり厳しくチェックしていく必要があるのではないか。
- 本来の推薦入学の在り方が歪み、言わば、 青田刈りに利用されている。それが高等学校 の教育を乱すという結果にもなり、早い私立 大学では6月ぐらいに推薦入学を決めてしま

う。これは事実上、高校3年生の教育がなくなってしまい非常に問題である。また、推薦入学においてその地域の優先的選考というのがあるが、国立大学にはこれは馴染まないのではないか。制度的にはいろいろな問題があるが、国立大学の試験の一番良いところは完全に公平であるということである。これが受験生の救いになっている。

おわりに、会長から次のように述べられた。 時間の関係で、一般教育、大学の自己点検・ 評価並びに生涯学習への対応について議論でき なかったのは残念ですが、午後の文部省との懇 談会でもご発言願えれば幸いです。 2 日間にわ たり熱心にご議論いただき、総会運営にご協力 賜ったことに心より感謝申し上げます。

2. 退任学長に対する謝辞

会長から、次回総会までに退任予定の学長に 対し謝意が述べられた後、各学長から退任の挨 拶があった。

塩野谷祐一学長(一橋大学) 上寺 久雄学長(兵庫教育大学) 井形 昭弘学長(鹿児島大学) 山田 善郎学長(大阪外国語大学) 佐野 晴洋学長(滋賀医科大学) 蜂須賀弘久学長(京都教育大学) 出口 庄佑学長(奈良女子大学) 嶋田 正学長(福井大学) 高橋 克明学長(岡山大学) 会長退任挨拶 有馬 朗人 以上をもって第91回総会を終了した。

第58回事務連絡会議

日 時 平成4年11月13日(金) 10:00~15:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 松本副所長

(文部省) 草原人事課長, 工藤大学課長, 寺脇職業教育課長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から概ね次のような挨 拶があった。

今日の大学の危機は、第3の大学危機といわ れている。第1の危機は終戦後新制大学が発足 したときであった。我々はこの時、この危機を 十分克服、手当しえなかったために今日まで教 養部,大学院の問題が続いている。第2の危機 は、昭和40年代の大学紛争で、これによって大 学の持っていた良い意味での権威とくに大学の 自治に対して世の中に極めて強い批判が起こ り、これもまた今日まで大きく大学に影響を及 ばしている。第3の危機は,現在の大学財政の 危機である。この言葉は現在の大学の状況を明 らかにしているが、これは単に財政的危機では なく、より本質的に国立大学の在り方が問われ ているのであり、我々はこの点を認識していく 必要があると思う。したがって私は二面の行動 をしてきた。一つは国立大学の財政的危機につ いて政界、財界、ジャーナリズム等に訴え、社 会に大学についての認識不足を改めさせること であった。幸い財政当局を含め大学についての 認識を改めていただいたと思う。なおこの行動 は広く公私立大学を含めた大学全体の重要性を 考えてのものであったことをご認識いただき、 誤解のないようにお願いしたいと思う。他の一 つは、財政的危機にかかわらず各国立大学が教 育研究を十分行っていることを知り、その宣伝 活動をしたことで、各国立大学のご努力にお礼 を申し上げたい。これからは国立大学の教育・ 研究の実績を中心に据えて世の中の理解を得て いくべきであると思う。

一般教育の改革と大学の自己点検の問題は, 今や実行の段階であり,自己点検について大学 人のなかには疑問をもつものもいるが,これは 国民に対しての大学の責任であり情報公開を恐 れる必要はない。教育環境の充実については, これまで建物の狭隘さのみがいわれているが, 教育研究環境の安全確保面が不十分のため幾つ か人身事故も発生しており,危険物の取り扱い, 安全教育等管理面について事務局でたびたび注 意を喚起してほしい。

老朽化した国立大学の建物を10年間で整備する費用を試算したところ大体2兆3千億円,毎年2千億円余りという数字が出たが,今年の文教施設予算は補正予算500億円を含むと1500億円位となっているので,今後これを継続し,良い方向に保持していくようお願いしたい。また,いままで自然科学系の実験設備等の充実に多く関心がよせられていたが,今後とくに人文系の分野の充実を主張していきたい。図書館の整備等,生涯学習等の対応のためにも必要である。

入学試験については、平成6年度から高等学校の学習指導要領が改正され、平成9年度には新指導要領で学習した生徒が大学を受験するので、大学は高校教育との関連を考え入学試験の内容を考えると同時に一般教育の内容を本質的に再構築しなおさなければならない。大学入試

センターでは既にセンター試験の教科目等について検討を始めているが、大学としても、検討しはじめなければならない。その際現在の連続方式と分離分割方式の併存制を維持するのか、 種々検討しなければならない。

生涯学習の発展のためには大学と地域社会と の協力が必要であり、公開講座についても社会 の要望を取り込んで実施し、運営についても地 域との連携が必要である。

18歳人口の減少に伴い、国公私立大学で学生 確保の激しい競争が生じ、私立大学は種々工夫 している。これからは国立大学の優れた研究・ 教育の業績を示し、種々工夫し、社会が国立大 学に魅力をもつように努力していきたい。特に もう少し教育に重点をかけて改善を図っていき たい。21世紀の大学をどうするか教官とともに 皆さん方もお考えくださるようお願いしたい。

最後にこの3月会長を退任するが、今日まで のご協力に対して厚くお礼申し上げたい。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局 次長より配付資料の説明及び会議日程の説明が あった。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第91回総会会 務報告」等にもとづき今総会において会長から 報告のあった次の会務報告事項について説明が あった。

- (1) 要望掛の提出について
- 1) 去る6月の第90回総会において承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る7月8日、有馬会長、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員及び平間事務

局長が人事院、大蔵省、文部省を訪れ、同要望 書を提出し、その実現方を要望した。

- 2) 去る6月の第90回総会においてその取り 扱いを一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の状況をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月7日に、有馬会長、第4常置委員会の阪上委員長、黒崎専門委員及び平間事務局長が関係省庁に赴き、文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。なおその際教職員の待遇改善及び平成5年度国立学校特別会計概算要求についても口答で要望した。
 - (2) 審議会等への意見陳述(提出)について
- 1) 学術国際局から,学術審議会「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(中間報告)」について意見を求められたので, 廣重第6常置委員会委員長に依頼し,7月6日, 同委員長が関係委員長と協議してまとめられた 意見を提出した。
- 2) 教育上の例外措置に関する調査研究協力 者会議から、特定の分野において特に能力の著 しい者に対する教育上の例外措置の実施につい て意見を求められたので、鈴木第1常置委員会 委員長とも協議し、去る7月16日、同委員会の 委員である金森大阪大学長にご出席願い、ご意 見を述べていただいた。
- (3) 全国高等学校長協会との懇談について 去る6月24日,塩野谷,井村両副会長及び末 松第2常置委員会委員長が,全国高等学校長協 会の大野会長ほか5名の役員と入試に関する問 題について懇談した。
 - (4) 全国大学高専教職員組合(全大教)との 懇談について

全大教からの申し入れにより、去る10月19日、

阪上第4常置委員会委員長が全大教の石井副委 員長ほか数名と会い,技術職員,教務職員問題 について懇談した。

2. 議事概要

平間事務局長より、総会における譲事概要に ついて、別紙配付資料をもとに次のように説明 があった。

(1) 各委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び特別委員会 の審議状況について各委員長より次のとおり報 告があった。

1) 第1常置員会

当分の間の課題として「21世紀に向けての国立大学の在り方」を検討することに決定し、小委員会を設け、問題点の整理を行うことになった。

2) 第3常置委員会

平成5年度就職協定は協議中であるが,近く4年度並の取り扱いで決まる予定である。また,育英奨学制度の在り方について審議している。その他,大学院学生寄宿舎の基準設定についても要望が出されたが,これを支持することとした。

3) 第4常置委員会

「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について」のアンケートの回答の中間まとめを行い、今総会に報告し、さらに全体の総まとめの作業を行い、技術職員の専門行政職俸給表適用への移行問題について検討することとしている。また、教務職員問題について「教務職員問題に関する検討結果報告」の趣旨の徹底を各大学に再度お願いし、各大学でのその後の取り組み状況について本委員会として把握するための調査を行うことを検討している。

4) 第5常置委員会

日豪大学交流計画について審議し、7月下旬に国大協からの調査団数人が豪12大学を訪問し、これに呼応して10月上旬に豪大学調査団が来日し、数大学を訪問懇談した。また、日豪学術交流協定の検討を行った。そのほか1994年に大阪で開催予定のUMAP日本総会の計画及び平成4年度外国大学長招致計画として平成5年1月末から2月上旬にかけイタリアの学長を招致することについて審議した。なお、日豪学術交流協定については一部字句修正することとし、今総会で承認された。

5) 第6常置委員会

工藤大学課長から、平成5年度の特別会計概算要求主要事項について、前川国立学校財務センター所長から、財務センターの内容についてそれぞれ説明を受けた。また、本委員会報告「国立大学財政基盤の現状と改善」の提言への具体的対応と国立大学の財政的基盤の「適切な到達レベル」を検討するために本委員会のもとに懇談会を設け予備的検討を行うこととなった。なお、入学料等学生納付金の増額が報ぜられているので、要望書の作成が諮られ、承認された。

6) 学術情報特別委員会

文部省柴山学術情報企画官から、学術審議会答申(平成4.7.23)の学術情報関係の部分及び平成5年度の学術情報関係概算要求について説明を受けた。また、国立大学図書館協議会が文部省に提出した「学術情報システムの整備拡充に関する要望書」について、同協議会の清水会長から説明を受けた。その他、複写に関する著作権の問題のその後の状況及びその対応等について審議した。

7) 医学教育に関する特別委員会 脳死及び臓器移植に関するアンケート調査を

行い,集計結果をまとめたので,総会に報告し,各大学での方針決定の参考に供することとした。そのほか,医療法改正に伴って生じる諸問題,医学教育における一般教育の在り方,看護学科新設に関する諸問題について検討した。

8) 教養教育に関する特別委員会

文部省工藤大学課長より教養教育に関するカリキュラム改善についての基本課題, 大学設置 基準改正の趣旨等について説明を受け, 情報交換を行った。

9) 教員養成制度特別委員会

一般大学のみならず教員養成大学・学部においても教職志向の減退傾向が現れている。これらの問題状況を調査分析するため、各国立大学及び都道府県教育委員会等に調査をお願いする事項及び調査方法を審議しまとめたので、近く各大学に調査をお願いする。

10) 大学院問題特別委員会

大学院問題特別委員会の下に調査専門委員会を設置し、「国立大学大学院の現状及び今後の在り方について」の調査に関し調査方針案等を検討し、現在引続きアンケート原案作成の作業を継続中である。

11) 生涯学習特別委員会

文部省生涯学習審議会の「今後の社会の動向 に対応した生涯学習の振興方策について」(答 申)に意見を述べ、また「国立大学と生涯学習」 の委員会報告書の作成作業中である。そのほか、 国立大学の生涯教育、リカレント教育、リフレ ッシュ教育などの重要性にかんがみ、国立大学 外の人々からもヒアリングを行うことにしてい る。

(2) 入試について

末松第2常置委員会委員長から, ①平成5年 度国立大学入学試験の追加合格者決定業務に係

る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領 について、②平成6年からの高等学校学習指導 要領改訂に伴う入試対応に関する審議状況につ いて説明があったのち、大学入試センター高橋 所長より、平成5年度大学入試センター試験出 願状況. 大学情報提供事業についての説明及び 大学入試センター教科専門委員会委員の処遇改 善依頼について説明があった。ついで、井村入 試改善特別委員会委員長から、「国立大学の入学 者選抜についての平成6年度実施要領、実施細 目、申し合わせ事項 | (案)について各大学から の意見等についての説明及び「国立大学の入学 者選抜における第2次試験の方式の問題点に関 するアンケート調査」についての審議状況につ いて説明があったのち、会長から「国立大学の 入学者選抜についての平成6年度実施要領. 実 施細目、申し合わせ事項」の(案)について諮 られ、異議なく承認され、さらに「アンケート 調査」の実施も了承された。

次に、会長から、各大学の平成6年度入試実施方式・日程について、各大学からの報告にも とづく集計状況が報告された。

(3) 各地区国立大学長会議の状況報告

前総会以後今総会までの間に開催された各地 区学長会議における審議の模様について各地区 大学長よりそれぞれ報告があった。

(4) 当面する賭問題について

総会第1日目午後及び第2日目午前中,国立 大学の当面する諸問題について,文教施設費の 確保,人文系の研究教育環境の充実,教育研究 環境の安全確保等,入試制度について意見交換 が行われた。

(5) その他

大学運営協議会廃止に伴う国立大学協会会則 の改正が行われた。 以上で総会の議事を終了し、第2日目の午後 1時30分から4時まで文部省幹部を交えての学 長懇談会が開催された。

学長懇談会では、はじめに鳩山文部大臣の挨拶があり、続いて遠山高等教育局長、長谷川学 術国際局長及び前畑生涯学習局長より所管事項 について説明があったのち、大学の当面する諸 問題について種々意見交換が行われた。

以上で第91回総会の全日程を終え、ついで午後4時30分から会長、両副会長が出席して記者会見を行った。

II 大学入試センター連絡事項

松本大学入試センター副所長より次の事項に ついて配付資料により説明があった。

(1) 大学入試センター教科専門委員会委員に 係る処遇等の改善について

教科専門委員会委員はセンターでの問題作成 業務のため年間約40日にわたる出張業務等に従 事し、また、その氏名を秘して業務にあたるこ とを余儀なくされており、他の教官に比べ教育 研究上不利を招きかねない現状にあるので、各 大学長には、委員が所属大学において正当の評 価のもとに委員の業務を行えるように下記の事 項について格別のご配慮をお願いしたのでよろ しくお願いしたい。

記

- 入試問題作成業務を教育研究上の業績評価として明確に位置づける等のご配慮
- 委員任期中の担当授業コマ数や各種学内 委員就任等に係る負担軽減のご配慮
- (2) 平成5年度大学入試センター試験の出願 状況
 - ① 出願者数は約51万2700人(昨年に比べ約4万人の増加)で、共通第一次学力試

験を含めて過去最高となった。

- ② 現役志願率は18.5%で前年より2.1% 増加し過去最高となった。
- ③ 出願増加率は女子の方が高く、出願者 全体に占める女子の比率は31.9%となっ た。
- (3) 大学情報提供事業について 次のような事業を行った。
 - ハートシステムによる大学進学案内
 - 「国公立大学ガイドブック」の発行
 - 「大学ガイダンスセミナー」の開催(静 岡,長崎,山口,岡山)
 - 「進学情報サービス室」の設置(4年 7月北海道大学内に設置)

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のよう な説明があった。

草原人事課長

最近、大学事務局の幹部が短期間で異動しすぎるとのご意見もあり、今回別紙のとおり人事 異動基本方針を作成した。大学改革を進める中 で個別の事情は考慮しても、少し落ち着いて仕 事ができるようにしたいと思い、基本的な考え 方をまとめたものである。その骨子は次のとお りであるのでよろしくお願いしたい。

- 適材適所の人事異動を行う。
- 組織の活性化と人材育成のため複数の系列 のポストを経験するようにする。
- 職員の志気向上のために若手の抜擢を行 う。
- 同一ポストに少なくとも2~3年在職する とともに、特に局長については出身系列の固 定化を防ぎ、学内事情に応じ適切な在職期間 を確保するようにする。

- 遠距離の人事異動は必要最少限にとどめる。
- 大学発令の係長人事等についてもブロック 内での人事交流の活発化をはかるようにする。

工藤大学課長

- 来年度の概算要求については十分努力した つもりだが,財源に限りがあるので,重点配 分にならざるを得ず,教育改革や大学運営に 努力しているところに予算が配分されるよう にしていきたい。この点各大学内の配分につ いてもメリハリのきいた予算配分をお願いし たい。今国会に補正予算案が提出されている が,文部省関係で約1150億円を占め,かなり 率が高くなっている。
- 概算要求について、夏のヒアリングの結果 をなるべく早く各大学にお知らせするように したい。
- 学長裁量経費については各大学の運用状況 をみながら配分案を作成した。これは来年以 降の配分について既得権益となるものでな い。いずれにしてもその趣旨に添って学内配 分も行っていただきたい。
- 各大学から大学改革その他について,事務 局,部局長,教官等が別個に文部省に相談に 来るが,学内の連絡を良くし,事務局が学内 の良き相談相手になるよう体制を強化してほ しい。
- 各大学から教養部改組の相談が多くあるが、教養部を廃止するのが前提ではなく、要はカリキュラム改革をどうするのか、社会から卒業生が評価されるような人材育成をどうするかであり、単なる組織いじりだけでなく個性的で特色ある大学になるよう中味を十分

ご検討いただきたい。

- カリキュラム改革等を機会に学部間・大学 間の壁をなくし連携協力体制を組み、更に教 官、事務官の連携も含め大学運営の円滑化に 努力されるようお願いしたい。
- 事務改善について、相手を考えた対応、事務処理が求められる時代になっており、他大学の状況をも参考とし、社会から信頼される国立大学になるよう改善に努めていただきたい。そのための組織見直しに必要な予算上の対応には努力したい。
- 大学内の安全管理について,昨年来数大学 で痛ましい事故が発生し,消防庁からも注意 の申し入れが文部省にきている。実験中の安 全指導,薬品管理,防災設備の整備等各大学 で全学的に安全管理体制を一元化しながら見 直していただきたい。
- 7月に財務センターが発足したが、センターは大規模な土地処分等について各大学がバラバラに対応するのでなく、そのノウハウを蓄積しながら集中してセンターで行い、各大学の相談にも応じようとするものなので、よろしくお願いしたい。
- 本年の予算編成日程は12月下旬の予定であるが、そのために各大学から文部省に来庁するのは、必要最少限に止めていただきたい。
- 18歳人口が減少していく今後について国立 大学の学生数が従来どおり20%でなければな らないという理由付けは難しい。国の財政事 情や国立大学の運営の閉鎖性に対する社会か らの風当たりの強さもあり、実績を示さない と国立大学は必要ないとの議論も一部にある 中で、地方移管や廃校の事態もありうるとい う危機意識は十分に持っていただきたい。

寺脇職業教育課長

初等中等教育局では、中央教育審議会の答申 を受け、高校教育制度の抜本的改革の作業を進 めている。

現在,高校の普通科に75%, 職業科に25%の 生徒が在学し,全高校生の30%が大学に進学し ているが,最近職業高校でも大学への進学志向 が強く約4%が大学へ進学しており,職業高校 でも大学進学の途がないと生徒を集めにくくなっている。

このような状況を背景に高等学校教育の改革 の推進に関する会議が中間まとめを行った。そ の概要は次のとおりなので、ご理解をお願いし たい。

- これまで定時制・通信制課程について制度 化されていた学年の区分によらない単位制の みによる教育課程の編成・実施を全日制につ いても、生徒の選択の幅を拡大する観点から 制度化することとする。
- 生徒の多様な実態に対応した教科・科目の 開設が一高校で困難な場合,他の高校と連携 し、生徒に他の学校の科目を受講する機会を 与え、当該学習の成果を自校の単位として認 める。
- 同じく,教育上有益と認められる専修学校 における学習成果を自校の単位として認め る。

- 生徒が学習の積み重ねの結果取得した技能 審査の成果を当該技能審査と関わりの深い高 校の教科・科目の増加単位として認め、主体 的学習態度の育成をはかり、優れた能力の一 層の伸展をはかる。
- 現在の普通科と職業学科に大別されている 学科区分を見直し、普通科と職業学科とを統 合するような新たな学科を設置することとす る。現行の学科制度は、普通科は進学、職業 学科は就職という固定的な考え方に結び付き 易く、各学科の生徒の多様な進路状況への対 応が不十分となっていることにかんがみ、生 徒が自己の将来の生き方や進路に関する自覚 を深めつつ、それに応じた学習を進め、専門 的な知識を有しつつ、幅広い視野で物事を判 断できる能力、自ら課題を発見し主体的に取 り組んで行く創造性. 柔軟性を育成するよう な学科を新設する。これは高校の新学習指導 要領が実施される平成6年度からの制度化を 考え、当初は既設高校の転換等をはかり各県 に1~2校設置することになると思うが、普 通髙校はあまりに大学受験教育校化してお り、総合的な新髙校こそが本来の髙校である というつもりで努力していくので、大学でも 入試その他について総合科高校についてご理 解くださるようお願いしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日 時 平成4年10月27日(火) 13:30~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

平林, 橋本, 太田, 内田, 長倉, 小黒, 加藤, 金森, 村松, 武田, 岡市, 田代各委員

遠藤, 佐藤, 菊川各専門委員

鈴木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より,新たに委員になられた橋本周久茨城大学長,太田次郎お茶の水女子大学長並びに専門委員に就任された菊川治神戸大学事務局長の紹介があり,両委員,専門委員より挨拶があったのち,議事に入った。

〔議事〕

◎ 21世紀に向けての国立大学の在り方について

初めに委員長より、概ね次のように述べられた。

さきにお知らせしてあるとおり、この委員会で「21世紀に向けての国立大学の在り方」をテーマとしてとり上げようと考えたが、このテーマが適切であるかどうか、また、とり上げるにしてもどのように審議していったらよいか、どのような問題から着手して行くか、まず自由に討議していただきたい。

なお、今後検討を進めていく過程で、他の委員会と関連する問題が生じれば、その委員会と 連絡をとりながら進めるか、場合によっては合同委員会を開くことも考えたい。

以上の説明があったのち、次のような点について意見交換があった。

- 『Nature』(15 oct. '92) の提言。
- 地方における国立大学の在り方。
- 21世紀の国際社会における日本の位置づ

け、それに対応したグローバルな視点の必要。

- 職能教育の大学と文化の継承を使命とする 大学の分化。
- 個々の大学の具体的対応と、国大協の対応 のあり方の相違。
- 教官の大学間交流の促進とそれによる資質 向上の期待。
- 地域社会に対応した大学多様化の方向。
- 量とともに質の充実が必要な大学院のあり 方。
- 高等教育における国立大学と私立大学の役割の相違。
- 義務教育の教員養成の立場からみた国立大学の役割。
- 研究組織のネットワーク形成の必要性。

以上の意見交換があったのち、今後の検討方 法について、委員長より次の提案があり、専門 委員の補充と併せ了承された。

「21世紀に向けての国立大学の在り方」は、大きな課題でもあるので、小委員会を設け検討願りことにしたい。委員には内田、小黒、金森、村松各委員、菊川専門委員にお願いするほか、ご了承いただければ、東京大学の天野郁夫教授を本委員会の専門委員に加えるとともに小委員会にも入っていただき、私を含めた構成メンバーとしたい。当初は少人数で進めてみるが、状況次第では、委員を増やすことも考えたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日 時 平成4年10月9日(金) 13:30~16:00

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 末松委員長

山田, 福士, 伊藤, 吉田, 太田, 青野, 武村, 小嶋, 巽, 上寺, 坂田, 入野, 池田各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター) 髙橋所長, 松本副所長, 菊池事業部長

(文部省) 金森大学入試室長, 玉上企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

[議事]

1. 報告事項

初めに委員長から、全国髙校長協会との懇談会(6月22日開催)及び大学審議会大学入試に関する専門委員会(9月2日開催)の審議状況について概要の説明があった。

ついで、委員長の要請で、松井専門委員から、 入試改善特別委員会(10月8日開催)が各大学 に意見を徴して取りまとめた「国立大学の入学 者選抜についての平成6年度実施要領・実施細 目・実施上の申し合わせ事項(案)」の前年度と の変更点、及び今後各大学宛調査を予定する「入 学者選抜における個別学力検査(第2次試験) 方式の問題点に関するアンケート調査」の趣旨 について説明があった。

2. 「平成5年度国立大学追加合格者決定業務 に係る入学手続状況に関する情報交換事務取 扱要領(案)」について

これについて委員長の要請で、原案作成に関わった東京大学の今村課長に代って、事務局の 片山次長から、前年度と変更した点は日付及び 曜日のみであり、基本的にはまったく変更ない が、ご審議いただいたうえご了承が得られれば、 公立大学協会及び産業医科大学とも連絡・協議 し、その了承を得たうえ委員長名をもって各大 学長宛送付することといたしたい旨説明があっ た。

ついで、委員長から同案について諮り、異議なく了承された。

3. 大学の教養教育の改善と高校の教科・科目 の改訂に伴う大学入試のあり方について

このことについて,次のような意見交換があった。

- 教養教育の改革を行うと、それに合った入 試改革を検討しなければならないと思う。最 近は、第2次試験に課す試験科目が減少する 傾向にあるが、試験科目を減らしたことで受 験者集団の資質が大学の期待する母集団とず れてきたという調査結果もある。一方、大学 入試センター試験についても、一部の大学・ 学部では、成績による判別力が極めて弱いと いう事実があり、難易度の異なる出題という ことも検討する必要があるのではないか。い ずれにしろ、教養教育の改革に伴う入試のあ り方について、各大学が蓄積する資料を集め、 本委員会として検討してはどうか。
- 大学入試センター試験の問題のレベルを上げて今以上に選別力をもたせなければならないものか。大学入試センター試験では、本来の目的に沿って基礎学力を、第2次試験にお

いて,限られた試験科目の中で工夫しその大学・学部として特に期待される能力に重点を おいて自由に学力検査を行うのが,やはり妥 当と思う。

- 大学入試センター試験は、「高校における一般的基礎的学習の達成度を測る」ことを目的としている。難易度の異なる問題の作成については、大学入試センターとして、かつて共通第1次学力試験から大学入試センター試験に移行する際に論議した経緯がある。
- 大学入試センター試験に十分な選別力があれば、第2次試験では、学科を課さず、小論 文とか総合テストなどを行うことにより、受 験生の負担感を軽減させられるのではない か。
- 大学入試センター試験は、その出題内容を 如何に工夫改善したとしても、全国統一試験 で、短時間で統計的に処理すことによる出題 形式からくる限界がある。また、第2次試験 を学力試験に代えて小論文でカバーすること についても、その評価は必ずしも定まってい るとはいえず、これにもまた限界がある。結 局は、大学入試センター試験と各大学・学部 独自の学力試験とを上手く併用することで、 それぞれの試験の存在価値が出てくるのでは ないか。
- 最近は、試験科目を減らし、"私立大学型" に近い入試を行うところが徐々にふえてきて いるが、この場合、入学後の教育に問題とな らないか危惧をおぼえる。日本の高等教育の 将来を考え、各大学の第2次試験を含めて入 試のあり方を検討する今がよい機会であると 思う。
- 大学の入試科目は、即高校教育に影響を及 ばすことになる。高校長協会は、たてまえと

- して国立大学の試験科目が少なくなることに は反対の意見ときいている。
- 新高校学習指導要領は、従来より一層、高 校教育を「完成教育型」を目指す方向になっ ていると思う。改訂では、教科・科目が一層 多様になるとともに科目履修の選択の幅が広 がったほか, 単位制について弾力的運用が認 められるなど、高校教育の考え方がかなり変 る。こうして、平成6年度から、新高校教育 課程の実施によって、高校教育が多様化すれ ば、これに伴って、大学志願者の学力レベル は全体として今以上に低下することが懸念さ れる。大学入試センターでは、既に高校学習 指導要領改訂に伴う平成9年度以降の大学入 試センター試験の出題教科・科目等について 具体的検討が始められているが、国大協とし ては、平成9年度以降の第2次試験について、 試験教科目の問題とともに入試の理念につい ても検討する必要があると思う。
- 髙校教育改革推進会議では、教育部会と入 試部会を設け、高校教育の改革について審議 している。先頃行った報告では改革の一環と して、総合学科の設置、単位制の改革のほか、 高校間等の単位互換などを提言したが、入試 改革については、選抜方法の多様化と評価尺 度の多元化など中学校から高校への連繋を検 討している。大学と高校との接続の点で、大 学入試についても、同様に、選抜方法の多様 化、評価尺度の多元化を合わせて検討してい ただきたい。
- 入試改革は大学教育と離れて論じられてはならないと思う。大学設置基準が改正され、 一般教育と専門教育との科目区分が廃止されたことで、各大学・学部はそれぞれの教育研究目的に応じてカリキュラムを自由に編成で

きることになったことは、大学教育改革とと もに大学入試を検討できる好機と思う。

ここで、委員長の要請で、大学入試センターの松本副所長から、配付資料「高等学校学習指導要領の改訂に伴う各種委員会等の任務スケジュール案」について説明があり、引続き、松井専門委員から、配付資料「新教育課程と大学入学者選抜について」、「大学(学部)・短期大学(本科)等への進学状況」、「高等学校教育課程比較表(概要)」について説明があった。

以上の説明があったのち、引続き次のような 意見交換があった。

- 今後, 国大協としては, この指導要領改訂 に即して入学者選抜について考えなければな らないが, その際特に, 後期中等教育と高等 教育とを有機的に継続させる視点が大事と思 う。
- それは、大学があまり特定の能力だけにか ぎった入試を行うのは弊害があるので避ける べきということか。
- たとえば、"一芸入試"を行う場合などでも、 高校における履修状況に十分注意を払わなけ ればならないと思う。
- 改訂高校教育課程では、従来よりさらに科 目選択の幅が広がることになるので、極端な 例として、高校で物理を履修しない者であっ ても理系学部に入ってくる可能性がある。そ うなると、その後の教育ということが大きな 問題になる。
- 今回の改訂は前回昭和57年度に比べて中身 が一段と多様化しているので、どういう形で 出題等に対応すればよいか非常に難しい。今 後の検討の手順について前回改訂のスケジュ ールに合わせて逆算すると、各大学が平成9

年度以降の試験教科・科目等について決定・ 公表する最終的期限は、平成7年3月末まで ということになるが、それにしても、大学入 試センター試験の方の検討状況を横目に見な がら、少し早めに検討を始める必要があろう。

- 改訂に伴う高校の新しい教科書はいつごろ 出るのか。
- 教科書の検定は学年進行ですすめられており、最終的に高校全学年全教科の教科書が揃うのは平成8年度になる予定ときいている。
- 学習指導要領及び学習指導要領の解説のほかに、各教科・科目ごとの解説本は、すぐにでも入手は可能なので、これらを参考にして具体的検討は始められよう。
- 大学入試について大幅な変更を行う際には 2年程前にはこの旨高校側に知らせることに なっているので、これも念頭に入れて検討す る必要がある。
- 試験教科・科目等に関することと併せて、 入試の理念についても検討できればよい。
- 今の入試は、どちらかというと暗記力に長けた者が有利になっているが、その弊害も少なくない。暗記よりも、むしろ、問題をじっくり掘り下げて考えるタイプの者にも十分入学の機会が与えられるように改革していく必要がある。
- 入試は教育の一環である、ということは第 2常置委員会として共通理解されていると考 えるが、教育の一環ということであれば、通 常、受験生に課す試験科目を極端に少なくす るのは問題であろう。

概ね以上のような意見交換があったのち,委 員長から次のように述べられ,了承された。

高校学習指導要領の改訂に伴う平成9年度以

降の大学入試への対応について種々ご意見を伺った。

大学入試センターでは、平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目等についての具体的検討がすすめられていて、その「中間まとめ」を平成5年夏頃を目途に報告される予定ということである。各国立大学では、第2次試験に関する出題教科・科目等について検討・決定する必要があるが、試験実施2年程度前までには予告することになっているので、平成6年度末には、結論を出す必要がある。従って、本委員会としては、各大学での検討に資すべく、速やかに検討にとりかかりたいが、まだ教科書が出ていないので、取り敢えず、新学習指導要領等の資料をもとに、次回以降具体的検討をすすめていくことにしたい。

4. その他

(1) 大学入試センター教科専門委員会委員 (試験出題委員)に係る処遇等の改善につい て

このことについて,大学入試センターの高橋

所長から次のように説明があった。

大学入試センター教科専門委員会委員(試験 出題委員)は、各国・公・私立大学の教員の中 からお願いしているが、委員は、入試センター への出張業務のほか、下準備を含めて年間 60~70日間にわたり問題作成業務に割かれ、ま た、業務の性格上氏名を秘して当たらなければ ならないため、他の教官に比べて教育・研究上 不利を招きかねない状況にある。このため、大 学入試センターでは、委員の処遇等の改善方策 について検討し、その検討結果にもとづき、委 員が所属大学において正当な評価のもとに任務 を遂行できるよう、①委員の入試センターへの 出張の取扱い及び委員任期中の学内任務の負担 軽減. ②入試問題作成業務を教育・研究上の業 績評価として人事記録への記載, 等について配 慮方を各大学長に要望申し上げたい。

引続き、松本副所長から、配付資料にもとづき補足説明があった。

以上の説明について, 異論なく, 趣旨を了解 した。

以上もって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日 時 平成4年10月30日(金) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阪上委員長

新野,武藤,小出,大谷,山崎,将積,小野,高田各委員 熊沢,長松,日下,黒崎各専門委員 (文部省)渡辺人事課給与班主査,高比良給与第4係長

阪上委員長主宰のもとに開会。

[議事]

1. 教室系技術職員の組織化と研修の進行状況 についてのアンケートのまとめについて

委員長から、標記アンケートの回答が大学から集まったので今後それをまとめどのように対応していくかお諮りしたい旨述べられ、次のとおり説明があった。

小委員会でアンケートの数字的部分について 中間集計をまとめたが、それによると、教室系 技術職員の組織化は98の全大学中21大学で進み ,98大学の教室系技術職員5,583人中52.8% 2,948人が組織化されている。

その他、今年度中に組織化される見込みの3 大学があり、この技術職員数を加えると組織率 は55.6%になる見込みであり、組織化は過半数 を超えたことになる。また、組織化を検討中の 大学が42大学あり、これらの大学には全技官数 の40%の技術職員がいる。組織化しない大学は 技術職員の少ない35大学である。

ついで長松専門委員から, アンケートの回答 結果について次のとおり説明があった。

各設問に対して回答の多かった選択肢は次の とおりである。

- 組織化しないのはどのような理由によるのでしょうか。
 - ・ 技術職員があまりにも少ない

○ 最も重要と見られる検討課題は何ですか。

- 学内のコンセンサスを得ること
- ・ 技術職員が組織化になじむか否か
- 教官の同意を得ること
- 技術部はどのような単位で組織化されまし たか。
 - 部局単位で組織化した
 - 部局単位で組織化したが一部の部局はま とめて組織化した
- 組織化に際し国大協のモデル案を参考にされましたか。
 - 部局単位のモデル案を参考にした
- 組織化に際し、どのような原則で組織されましたか。
 - 専門技術分野(職能別)
- 技術職員組織またはその責任者にどのよう な役割を持たせるかについて。
 - 積極的役割を持つ
 - ・ 現場に即した研修の方法の問題を扱う
 - 実効面の問題を扱う
 - 在り方や基本的枠組みを検討する
- 組織化によって、技術職員に対しどのよう な効果があったとお考えですか。
 - 教官の理解が深まった
 - 研修がやり易くなった
 - 処遇の改善につながった
- 組織化実施後、専行職移行へ向けてどのよ うな施策をとられていますか。

9

-

9

- ・ 資質向上につとめている
- 組織化が研修制度の整備を促し、企画、立 案や実行の母体として役立つと予測していま したが、実際に有効でしたか。
 - 組織化していないからわからない。
 - ・ 有用と考え、研修のノウハウを模索している
- 研修の最近の変化について伺います。
 - 組織的に行うようになった
 - 位置付けを明確にして行うようになった
- 研修の成果について伺います。
 - 技術職員の技術修得意欲が向上した
 - 技術職員の専門技術への認識が深まった のようなことが言えると思う。
 - ・ 他の職員の、専門技術と技術職員への認識が深くなった
- 研修を実質的に充実させるための問題点が あればご指摘ください。
 - ・ 専門分化が著しいので困難
 - 予算・旅費が不足
 - 企画がむずかしい。
 - 一大学あるいは一部局で困難
 - ・ 人数が少なくて困難
- 研修IIの性格,内容はどこに重点をおいた らよいかお考えを伺います。
 - 専門分野別の高度な技術修得
 - 資格認定
- 資格認定の方法としては次のうちどれが適切と考えますか。
 - 国大協等で統一基準を設けて資格認定
 - ・ 大学を地域ブロックに分け研修と資格認 定
 - 公的・全国的な研修による資格認定
- 研修IIは、どのような機関で実施するのが 適切と考えますか。
 - 文部省・人事院等の公的機関

- 核となる大学を定めて地区ごとに実施
- 懸案の問題を早期に解決するため次のどの 策が適切と考えますか。
 - 過渡的な方策として、当面、専行職と行 政職(一)を併用する
 - 各機関一斉に技術職員全員を専行職に移 行できるよう条件の整備を優先させる
 - ・ 専門職種を特定化し、その部分を専行職とする

ついで熊沢専門委員から次のとおり説明があった。

文章で記入された意見を整理中であるが、次 のようなことが言えると思う。

- 研修, 資格認定, 専行職移行のプロセスを 示してほしいとの意見が多い。
- 現状を認識しながら専行職移行のために人 事院が求めることは何かを知る必要がある。
- 懸案の問題を解決するための方策について、○専門職種を特定化しその部分を専行職とする、○過渡的な方策として当面、専行職と行政職(一)を併用する、という専行職移行の意見と、反対に、○各機関一斉に技術職員全員を専行職に移行できるよう条件の整備を優先させる、○行政職(一)のまま待遇改善の方法を再検討する、の両意見がある。

以上ののち委員長から,アンケートの回答は これから分析し,今後とるべき措置,課題を含 め総会に報告する必要があるが,今回の総会に は本日の説明と資料により中間報告を行うこと としたい旨述べられ,了承された。

2. 会長からの諮問について

委員長から,技術職員の処遇改善問題等に関 する検討について会長から要請がきており,そ の内容は、職員比において5割を超える技術職員が組織化されるに至り、技術職員の専門行政職俸給表移行問題について新たなご提言を賜りたい、また、教務職員問題についても、その後の各大学の取り組み状況につき状況把握の上、この問題解決のため一層のご努力をお願いしたい、というものである。ついては本委員会として専行職移行の具体的問題、とくに研修IIの在り方等について検討を開始することについてお諮りしたい旨述べられた。

ついで各委員から次のような意見があった。

- 研修IIを含め専行職移行の条件について、 人事院、文部省、国大協で考え方のすり合わせをしなければならない。
- 国大協として専行職移行、研修II等について、現在何が問題か周知する必要がある。
- 研修IIによって認定するのは公務員採用試験II種相当であるということなのか、または専門職であることの認定なのか、両方を含むものなのか。
- 一人の人間が何種類もの仕事をしており、 職務内容で専行職か否か分けるのは難しい。 無理に片方の職務に分類すると他の仕事は動 かなくなる。
- II種相当の者等が、条件を満たさない他の 者のために専行職に移行できないのは適当で ない。技術職員の職務内容による分類は難し い面もあるが、ある点で決断して仕分けし、 一部でも専行職に移行し処遇改善ができるよ うにしたい。

以上ののち, 教室系技術職員の専行職移行の 具体的問題について, 小委員会で検討し, 本委 会に諮ることが了承された。 3 人事院勧告の取り扱いに関する要望暦の提出について

委員長から次のとおり報告があった。

去る6月の総会においてその取り扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら9月の小委員会で文案を作成し、10月7日に有馬会長、第4常置委員会の阪上委員長、黒崎専門委員、平間事務局長が関係省庁に赴き、文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官に同要望書を提出し、その完全実施を要望した。なお、その際学科主任の制度化など教職員の待遇改善及び平成5年度の国立学校特別会計概算要求の事項についても口答で要望した。

4. 教務職員問題について

委員長から次のとおり説明があり、了承され た。

昨年秋の総会で「教務職員問題に関する検討結果報告」が了承され、各大学でこの線に添って対処するようお願いした。さきの報告は、教務職員制度は本来、助手に昇格していく者の過渡的官職であるにかかわらず現実の運用がこれと乖離しているので、運用の適性化と現状での対応策を示したものであるが、全大学にこの趣旨が徹底しているとも限らないので、再度各大学にこの報告の趣旨が徹底するよう今回の総会でお願いすることとしたい。また各大学で、昨年の報告で示した対応策が具体的にどのような形で進んでいるか現状を把握する必要があるので、小委員会で調査案を検討することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会

日 時 平成4年11月5日(木) 13:30~15:30

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 角田委員長

谷本, 江崎, 原, 山澤, 嶋田, 佐野, 野地, 安藤, 横山, 砂川各委員 垂木専門委員

(文部省) 竹本教育文化交流室長,髙橋国際企画課課長補佐,鈴木教育文化 交流室専門員

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち,委員長から学長交代に伴い新たに委員に就任された野地鳴門教育大学長及び 横山長崎大学長並びに文部省の竹本教育文化交 流室長,鈴木同専門員,高橋国際企画課課長補 佐の紹介があり,議事に入った。

〔議事〕

À

1. イタリア国大学長招致について

このことについて、委員長より次のように諮られ、了承された。

本年度はイタリア国の大学長を11月~12月に 招致するということで先方に照会していたが、 この時期は先方の都合が悪く、先般、1月29日 ~2月7日にかけて訪問したいとの希望があっ た。そこで、先方の希望に合わせて3名の大学 長を招致したらどうかと考える。

なお、イタリアから推薦のあった大学長は次 の通りである。

(1) ヴィテルボ国立トゥシャ大学長(大学長会議議長)

Prof. Gian T. Scarascia Mugnozza

- (2) シエナ国立大学長(大学長会議事務局長) Prof. Luigi Berlinguer
- (3) パヴィア国立大学長(大学長会議委員会委員)

Prof. Roberto Schmid

2. UMAP ブルネイ会議の報告について

去る11月2日~4日,ブルネイのダルーサラム大学で開催された UMAP のワーキング・グループ会議の討議内容について,出席された山澤委員より配付資料「UMAP/WGブルネイ会議報告」に基づき説明があった。その主な内容は次の通りである。

ブルネイ会議では、ソウル会議の議事録及び ワーキング・グループ会議のメモを採択した後、 同じくソウル会議で決議された以下の諸活動の 進捗状況の報告があった。

- (1) 交流協定の収集について
- (2) アンケート調査に基づく大学間交流の障害となる諸要因について(中間報告)
- (3) UMAP 試行計画について UMAP 試行計画のうち、日豪大学間交 流計画は、相互に調査団を派避、問題点を 調査し、解決方法等を両国の合同会議で協 議する等、現在一番進展しているので、こ の調査結果を両国から報告した。
- (4) UMAP の説明文 (英文) の作成・配布に ついて
- (5) オーストラリア教育省の UMAP 試行計 画への財政支援措置決定について
- (6) 第3回 UMAP 会議の開催案について 期日:1993年4月13日~15日

場所:台北市ハイヤット・ホテル

主催:国立台湾大学

引き続き、山澤委員より上記(3)に関連して配付資料「オーストラリア調査団の訪日」に基づき、去る10月4日~17日にかけて来日したAVCC代表団の訪問日程及びその目的、また訪問視察で得られた交流促進の障害となる諸要因、そして大学院生受入れ、日本語補講、宿舎問題など日本への要望の説明があった。

次に、委員長より次のように諮られ、了承さ れた。

10月16日, AVCC 代表団と国大協代表団等の合同会議の席上, 今年は相互にスタディー・ミッションを交換しあったが, 準備期間も短く十分とはいえなかったので, 来年もう一度, 基本的には新しいメンバーで別の大学を訪問したらどうかとの提案があった。今年と同様に, それぞれ夏休み等を利用し, 訪問視察をすればより相互理解が深まると考える。ついては, 第3回UMAP 総会の際に試案を交換できればと考えているので, ご希望があれば早めに国大協事務局まで申し出ていただきたい。

3. 「日豪学術交流協定(案)」について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

UMAP 試行計画の一環として、日豪両国間の学術交流を促進するため、配付のような一般的な枠組み協定を国大協とAVCCの間で締結し、この協定に従って交流を進める大学をサポートしてはどうかと考える。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

○ 第2条で、学部学生は交換留学、大学院学

生及び若手研究者は受け入れについて協力を 進めるとしてある。前者は相互交換の要素が 強く、また後者は必ずしも相互的とは限らな いので、このようになったと思うが、修士課 程の大学院学生の場合はどうなるのか。

- 大学院学生でも相当独立して研究できる学生を念頭におき受け入れとしたと思う。しかし修士課程の大学院学生の場合、コースワークをするので学部学生と同様に考えてよいのではないか。
- 私の大学では、現在、オーストラリアの3 大学と交流協定締結の話が進んでいる。その 協定では学部学生と大学院学生(修士課程) を区別せず、全体で何名を交換するという形 にしている。
- 第8条にあるように、協定は英語及び日本 語で起草され、日英両文とも正文とするでよ いと思う。そして、条文の解釈に違いが生じ た場合、両国間で協議すればよい。
- 第3条の学部学生の交換留学の第3項は「交換留学では原則として同数の学生を交換するが、双方の大学が同意すれば、学生数のバランスを変えたり、大学院学生を含めても良い」となっている。この日豪学術交流協定ではこれで良いかも知れないが、特にアジアの場合、支援という観点から、このような相互平等主義に基づく交流実施は困難であり、仮にアンバランスでも、日本が留学生受入れを積極的に推進することが必要である。今後は、この点、議論する必要がある。
- これは普通の留学制度でなく, 交換留学制度で, 期間も1年間等, 限られている。しかも, 今後はどのようなことが生ずるかわからないので, ご指摘の点は, まだ具体的な例がなく表には出ていないが, UMAP の将来に

おける一つの問題なのかも知れない。

○ 各年度毎に交換留学生のバランスを取るの は非常に難しい。私どもの大学では3~5年 の期間でバランスを取るという考え方で推進 している。

最後に委員長より日豪学術交流協定の今後の 進め方について,次のような提案があり,了承 された。

当案を次週開催の第91回総会に提出し、了承 が得られれば AVCC に伝え、調印の運びとし たい。

4. 「第4回UMAP-JAPAN」(仮称)開催について

このことについて,委員長より次のように述べられ,了承された。

まず名称だが、正式に決まるまで「UMAP JAPAN(仮称)」と呼び、準備を進めることとしたい。現在のところ、私と3名の教員委員で小委員会を組織し、若干の相談を行って来たが、開催も迫って来ているので、開催予定地にある大阪大学の関係の方々や今夏訪豪された松田東京外国語大学教授、御子紫電気通信大学教授並びにオーストラリアとの大学交流に熱心に取り組んでおられる千葉大学の中村教授に小委員会委員をご委嘱し、小委員会を拡充し、本格的な準備作業に入りたい。

次に、UMAP事務局は今までAVCCが担当 して来たが、台北で開催される第3回 UMAP 総会終了後、次回開催国が事務局を担当するこ とになっているので、第4回総会までの間、国 立大学協会事務局を窓口として、小委員会委員 の協力の下、その運営にあたりたい。 このことについて,次のような意見交換があった。

- 1994年秋に「第4回 UMAP JAPAN」を開催したいと考えている。そして「UMAP JAPAN」は総会とシンポシウムの二本建で行い,その規模は国公私立大学長等を含めて200名程度の参加者を考えている。また,「UMAP JAPAN」には財政的に参加経費を負担できない諸国の代表者も招待したいので,1994年度は文部省と共同で行っている外国学長招致事業を中止し,その費用で,それら諸国の代表者(一国につき1名)を招待していただけると有り難い。
- ベトナムやミャンマー等,招待なくして参加が不可能な諸国に対しての援助の件は前向きに検討させていただきたい。しかし外国学長招致事業の件だが、今後は毎年定例的に実施するのでなく、このような大きな会議がある時に重点的に対応する等、見直しについてご検討いただければ有難い。
- 数年前に、外国学長招致事業の見直しの依頼があり、検討の結果、過去2年間、中国と韓国の大学長招致の時に、広く関係者に呼びかけて、研究者や留学生の交流に関してのシンポジウムを開催したが、このようなテーマの場合、留学生等の交流が活発でないと出来ないので、ご指摘のように、見直しが必要かも知れない。
- 例えば、日豪交流などが活発化すると、 AVCC の会長は随時必要に応じ来日してく る。日本でも臨機応変に動けるようになれば、 有難い。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会-

日 時 平成4年10月5日(月) 14:00~17:30

地 所 学士会分館(本郷) 8号室

出席者 井形委員長

坪井, 吉田, 山本, 宮地, 山崎, 川島, 佐野, 武田, 松浦各委員 堀, 遠藤, 小椋, 柿本各専門委員 (文部省) 須田医学教育課長補佐

議事に先立ち委員長から、新たに委員になられた坪井昭三山形大学長、宮地良彦信州大学長、 山崎高應富山医科薬科大学長、川島吉良浜松医 科大学長の紹介があった。

また、後刻文部省医学教育課より出席願い、 医療法改正の動き等についてお話し願う予定で ある旨述べられた。

〔議 事〕

1. 脳死及び臓器移植について

委員長から次のとおり説明があった。

本年1月, 臨時脳死及び臓器移植調査会は, 脳死を人の死と認めて臓器移植を容認するとい **う答申を出したが、その第4章には脳死を人の** 死とすることに躊躇する立場からの少数意見も 述べられている。この答申をうけて、現在この 問題は立法化の段階に入り、議員立法の形で進 めることが考えられているが、国会では、PK O関連法案等もあり、本件の提出・成立の見込 みはついていない。一方、この答申が出された のをうけて、医学会を中心に関連7学会から代 表が出て, 答申に示された脳死, 臓器移植の判 断条件を討議している。立法化について法制局 等では、従来からある腎移植法、角膜移植法を 含めた総合的な臓器移植法の制定を考えている ようであり、これについて種々意見もあるよう である。また日本人が臓器移植を求めて多く外 国に行っている状況もある。

以上のような状況を踏まえ、国立大学協会として医学部を持つ大学及び医科大学の学長42人に本件についての見解をお聞きし、それに添って国立大学協会としてどのように対応するか検討するため、アンケートを実施した。その集計が別紙配付資料で、概略は次のとおりである。

- ② 脳死を人の死として可 40 (95.2%), 不可2
- ③ 脳死状態からの臓器移植に 賛成38 (90.5%), 反対2, 保留2
- ④ 外国に移植を求める現状に 仕方がない12 (28.6%),望ましくない 15 (35.7%),止めるべき12 (28.6%), (うち国内で対応すべき8 (19%),その 他3 (7.1%)
- ⑤ 竹内基準は脳死判定に充分28(66.7%),不十分3(7.1%),保留11(26.2%)
- ⑥ 家族の意思による臓器提供を 認める26 (61.9%), 認めない13 (31%), 保留 3 (7.1%)
- ⑦ 移植を行う施設の限定に 賛成38 (90.5%), 反対4 (9.5%)
- ⑧ 移植の為の全国ネットワーク 必要38(90.5%),不要1,無理1,保留2

⑨ 移植の経費負担は、

個人負担 4 (9.5%), 各種公費負担31(73.8%), (うち国等の公費で補助 8 (19%), うち医療保険を適用18 (42.9%)), 保留7 (16.7%)

以上説明があったのち、脳死、臓器移植に関するアンケート調査の集計を医学部を持つ大学の学長個人の意見を集計したものとして総会に報告し、各大学で本件を考える際の参考に供することが承認された。なお本件について各委員から次のような点について種々意見があった。

- 専門外の者には脳死臨調で示された基準が 本当に正しいかどうか分らないので、全国立 大学長にアンケート調査する意味があるかど うか疑問である。
- 死の概念は自然に人々の中に成立合意されてきたものだと思う。医療技術の進歩によって脳死の状況が生じ臓器移植が可能になって、脳死をもって死とする議論が起きてきたが、死を判定する時点は何時なのか、法律的にも相続等に大きい影響を及ばすことになる。
- 種々意見はあるが、自分が臓器移植を受ければ延命できるという立場になったら、殆どの人が臓器移植を望むだろう。その場合財力のある者だけが優先して臓器移植を受けうるようになってはならない。また外国にだけ臓器移植を求め続けるわけにはいかない。
- 体外受精も初めは不安に思われ反対もあったが、現在は子供のほしい当事者に喜ばれており、医療技術も失敗がなくなれば普及する。世論についても健康者よりも少数だが患者等の意見を重視すべきだと思う。なお心臓移植の初期に種々問題を生じその推進が遅れた

が、それを繰り返さないように、代理母の問題も歯止めを検討しておく必要がある。

- ドナーとなることについて本人の意思を確認できない子供や精神障害者が家族の意思でドナーとされることのないように、これらの者はドナーから除かなければならない。
- 各大学で武内基準について科学的に充分検 討し、社会に周知する努力が必要である。

2. 次期委員長の選任について

委員長から、平成5年1月11日鹿児島大学長としての任期が満了し退任するので、次期委員長の選任についてお諮りしたい旨述べられ、協議の結果、吉田亮千葉大学長が次期委員長に選任された。

3. 最近の医学教育をめぐる動きについて

文部省医学教育課須田課長補佐から大要次の とおり説明があった。

- 脳死及び臓器移植の問題については、臨時 脳死及び臓器移植調査会の答申が出されたの ち、超党派の国会議員による生命倫理議員連 盟が本年5月に臓器移植についての考え方に ついて基本的メモをまとめ、現在衆議院法制 局で法案の作成を検討しているが、各党の内 部で弁護士関係者等の反対意見もあり、また 佐川急便事件等での国会の状況もあり、10月 下旬の臨時国会に提出されるかどうか微妙な 状況である。
- 医療法の一部改正が6月に成立し、特定機能病院についての省令について厚生省では医療審議会で検討をすすめるとともに文部省、大学関係者と話し合っているが、紹介患者の受入れの在り方について両者の考えの隔たりは大きい。厚生省の考えは将来的に患者の紹

介率50%の達成であり、当面、紹介率を現状の20~25%から3年間で10%増加することであるが、これに対し大学病院関係団体等は基本的に紹介率を設定義務づけることは医療条件、医療体制の現状から大学病院だけの努力ではできないとしているので、今後も両者の接点を求め話し合いを続けることになろう。

- 看護婦の人材確保についての法律が6月に成立し、文部省としては看護婦の養成に関する事項について基本指針を定めることになっているが、看護教育の充実とくに看護教員の養成をはかる観点から大学レベルでの養成が重要と考え、その点について国公私立大学を通じて積極的に対処したい。具体的には平成5年度の概算要求で、看護婦養成機関を持たない医学系大学等の3大学に看護学科の新設のほか、数大学で医療技術短大の廃止に伴う保健学科の新設、保健衛生学専攻(修士課程)の新設、国立大学初めての看護学専攻(博士課程)の新設等を要求している。
- 医師の卒後臨床研修の改善,充実について は,本年6月に厚生省の医療関係者審議会の 臨床研修部会で最終報告を出した。その内容 は研修内容の重視,到達目標を取り込んだ多

様なプログラム, 2年間を通した一貫したプログラムの作成, 関連病院と連携した研修を提言している。また, 厚生省では, 医学教育振興財団に臨床研修のモデルプログラム作成を依頼し, 国公私立大学関係では, 大学病院問題懇談会で大学病院における卒後臨床研修について検討している。ついては, 各大学でもこれらの動向をふまえ主体的にこの問題について対応されるようにお願いしたい。

○ 大学院の重点化については、欧米諸国の一流大学に伍していく基盤の整備を目指し、平成5年度の概算要求で医学系としては初めて 1大学について、大学院大講座制の要求を行った。これは研究者養成の位置付けが明確になされ、大学院学生の充足率も高く、優れた研究を行っている大学院について、その改善の姿勢を評価したものである。

大学院講座制とともに学部は学科目制になったが、更に社会人や留学生を受入れる客員 講座も設置して世界一流のセンター・オブ・ エクセレンスを目指した方向での改革であ る。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第79回) 入試改善特別委員会-

日 時 平成4年10月8日(木) 13:30~15:20

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 井村委員長

廣重,坪井,石川,吉田(代理:山口名古屋工業大学副学長),藤田,松井,元木,細川,和田各委員

(大学入試センター) 高橋所長, 松本副所長 (文部省) 金森大学入試室長, 玉上企画係長

井村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、吉田委員の代理として出席された名古屋工業大学山口副学長、及びオブザーバーとして出席の大学入試センター 高橋所長、松本副所長、並びに文部省の金森大学入試室長及び玉上企画係長の紹介があった。 〔議事〕

1. 関係機関からの報告

(1) 文部省

金森大学入試室長から、平成5年度国公立大学入学者選抜の概要、平成5年度国立大学個別学力検査等実施日程、日程別募集人員の割合(国立大学)、等について、配付資料をもとに説明があった。

(2) 大学入試センター

初めに高橋所長から、平成5年度大学入試センター試験の志願者数は昨年以上にふえることが予想されるが、試験の円滑な実施についてよろしくご協力をお願いしたい旨述べられたのち、引続き、大学入試センター教科専門委員会委員(試験出題委員)の処遇等の改善について次のような説明があった。

大学入試センター教科専門委員会委員は、各国・公・私立大学の教員のうちからお願いしているが、委員は、大学入試センターへの出張業務のほか、下準備等を含めて年間60~70日間に

わたり問題作成業務に割かれ、また、氏名を秘して任務に当たらなければならないため、所属 大学の他の教員に比べて教育・研究上不利を招きかねない状況にある。このため、大学入試センターでは、予て委員の処遇等の改善方策について検討してきたが、この検討結果にもとづき、近く各大学長宛要望申し上げたい。

ついで、松本副所長から、平成5年度大学入 学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び 入試担当者連絡協議会(第1回)の参加状況等 について、配付資料をもとに説明があった。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成6年 度実施要領,実施細目等(案)の作成につい て

このことについて, 委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成6年度入試の基本方針は、平成5年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが了承されたので、前回の本委員会(5月29日開催)の結論に従い、文部省、大学入試センターの意見もさいた上、関係委員の方々と相談しながら、平成6年度実施要領、実施細目及び実施上の申し合わせ事項の原案を作成した。

その後,この原案を配付資料2のとおり,7 月28日付をもって各国立大学長宛に送付し,意 見等があれば9月30日までに回報されたい旨照会したところ、配付資料3のとおり5大学等から意見・要望が寄せられた。

そこで、本日はこれらの内容についてご検討いただいたうえ、来る10月19日開催予定の理事会及び11月11日、12日開催予定の総会に提出する本委員会としての最終案を作成することといたしたい。

以上のように述べられたのち、審議に入った。 寄せられた意見等の内容及び本委員会の検討 結果は次のとおりである。

意見等の第1点は、「国立大学の入学者選抜の 実施方式については、平成元年度から「連続方式」と「分離分割方式」の2つの方式の併存で 行われているが、矛盾が認められるので、実施 方式の一本化について早期に実現をお願いした い。」という意見である。

この件については、現在、本委員会において 入学者選抜第2次試験実施方式の見直しのた め、各大学に対してアンケート調査を行う予定 にしている。

第2の意見等は、『平成6年度実施要領(案)の実施日程で入試業務を実施すると、業務やその準備等のため休日出勤を余儀なくされることが多くなり、肉体的、精神的に非常に厳しい労働環境となることが予想される。ついては、週休2日制が定着し社会的状況が労働時間短縮化の方向へ向かいつつある現在、余裕のある業務遂行が可能なように、今後日程の改善をお願いしたい。』という要望である。

この件については、今後、入試日程の検討を 行う際において、本委員会として十分考慮する こととするが、例えば、第2次試験開始の期日 を現行の2月25日より以前にもっていくことに ついては、私立大学側との関係もあることを念 頭に置き、慎重に検討することとなった。

第3の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実旋日程表(案)で、日付のところに日曜日・ 祝日・休日の印(○・□)が入っていますが、 土曜日についても何らかの印を付していただき たい。』という要望である。

この件については、ご要望どおり[附属資料] の平成6年度実施日程表の土曜日の日付を() で囲むこととした。

第4の意見等は、「第2次試験の出願期間後の 業務処理が過密化し、処理に支障を生じかねないので、この過密をいくらかでも解消するため、 出願期間を早めていただきたい。出願期間の最終日を可能であるならば、週末(金曜日)にしていただければ、願書受付業務が効率的に処理できる。」という意見である。

この件については、第2次試験出願の受付開始が大学入試センター試験実施後であることから、これ以上出願の開始期日を早めることは無理である。また、出願期間は、通常9~10日間としていることから受付開始の曜日によっては最終日が金曜日とならない場合があるが、これはやむをえないことである。

第5の意見等は、『〔附属資料〕の平成6年度 実施日程表(案)で、大学入試センター試験成 額請求:提供の期間が「2月2日から2月10日 まで」に変更されたのであれば、第1段階選抜 の結果発表(「A日程」、「B日程」、及び「前期 日程」)期限は「2月11日まで」ではなく「2月 10日」までとしてほしい。』という要望である。

この件については、ご要望のとおり、第1段 階選抜の結果発表(「A日程」、「B日程」及び「前 期日程」)期限を「2月10日まで」と修正するこ ととした。

第6の意見等は、『「附属資料』の平成6年度

実施日程表(案)で、入学手続締切期日(「A日程」,「B日程」及び「後期日程」)が3月28日に変更されたのであれば、定員一部留保第2次募集出願受付の期間は「3月23日から3月27日まで」ではなく「3月23日から3月28日まで」としてほしい。」という要望である。

この件については、ご要望のとおり、定員一部留保第2次募集出願受付期間を「3月23日から3月28日まで」と修正することとした。

以上の検討結果に基づき,原案を一部修正し,「平成6年度実施要領・実施細目及び実施上の申し合わせ事項(案)」を来る10月19日開催予定の理事会に付議のうえ11月11日,12日開催予定の総会に提案することとした。

3. 国立大学の入学者選抜における個別学力検査(第2次試験)方式の問題点に関するアンケート調査について

このことについて,委員長から次のように述べられた。

前回の6月総会で将来の入学者選抜制度について論議し、その結論として、入試制度の変更についてはできるかぎり慎重であるべきであり、もう暫くの間は現行の併存方式を続け様子をみることとしたが、同時に、最近は「B日程」の大学・学部が急減し「連続方式」が成立しにくい状況にあるので、各大学の事情や問題点等についてアンケート調査し、それを基礎に将来の入試のあり方を検討していくことが了承された。

そこで、アンケート調査の原案をとりまとめることとしたいが、配付のような試案を準備したので、これをもとにご審議いただきたい。

引続き委員長から,配付資料「国立大学の入学者選抜における個別学力試験(第2次試験) 方式の問題点に関するアンケート調査について (案)」について説明があり、審議が行われた。

その結果、各委員から出された意見等をもと に10月一杯を目途に本委員会としての原案をと りまとめ、これを来る11月総会に報告のうえ、 各大学長宛依頼することとした。

4. その他

(1) 委員の補充について

このことについて, 委員長より次のように諮られた。

委員の補充について、地区等のバランスとい うこともあるので、関東周辺地区の大学から教 員を1名新たに加えてはどうかとのご提案をい ただいている。これの取扱いについてお諮りし たい。

協議の結果, 関東地区大学から教員委員を補 充することとし, 人選については委員長に一任 した。

このほか、今後の検討課題に関わり、松井専門委員から、配付資料「大学(学部)・短期大学(本科)等への進学状況」について説明があり、18歳人口の減少への対応方について若干意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会-

日 時 平成4年10月5日(月) 13:00~15:00

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 将積委員長

谷本, 横須賀, 星埜(代理: 臼井福島大学教育学部教授), 椎名, 蓮見, 武村, 尾上, 山田(昇), 野地, 光永, 岡本各委員

関口専門委員

将積委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、星埜委員の代理として出 席の臼井福島大学教育学部教授の紹介があった のち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 大学における教員發成について

委員長より, 次のように述べられた。

7月の委員会以後小委員会を2回開いたが, 前回の小委員会は病気欠席し,司会を蓮見委員 にお願いしたので,同委員に小委員会での審議 状況のご報告をお願いしたい。

引き続き蓮見委員より、次のような報告があった。

小委員会では、教員養成の困難な状況のなかにあって、如何に対処したらよいか、委員から問題を提起してもらい討議を重ねた。その結果、当面、教員養成の危機的状況について前回の調査規模より縮小した調査を行うことで意見がまとまった。その調査内容案は大別して、①既存の統計資料を利用し、教員養成に係わる種々の状況特に時間的な変化を明確にする、②教員養成学部に対して学生の意識調査を含めた調査を行う、③一般学部の教員養成についても調査を行うことが考えられ、各小委員から提案された調査項目を山田委員に整理していただいたところである。

ついで、委員長の要請で、山田(昇)委員よ

り,配付資料に基づき概ね次のような説明があった。

教員養成の危機的状況について具体的にどのような調査を実施するか、検討、整理したのが別紙「「教員養成の危機」調査のための調査事項、調査方法」の素案である。これについてご検討願いたい。まず、調査の課題を①教員養成の問題状況 ②新しい制度的時代的条件の下での教員養成の改善、と二つに分けて考えてみたが、具体的に作業を進める上で、当面①の検討を行い、その検討結果を踏まえて、次の段階で②の検討を行うという結論になった。したがって、課題設定は教職離れが進行しているかどうか、そうだとしたらその原因は何か、それをくい止める方策は何か、という点にしぼられている。

(以下各項目説明)

I 統計的分析

- 1. 教師・教職への志望・関心の推移についての統計による分析検討。
- 教育学部を選ぶ学生の教職志望の程度は どうか。入学後の教職への動機づけは何か。 教育実習はどのように作用するか。
- 教育学部生の卒業後の進路はどのようで あるか。教員外就職の状況はどうであるか。
- 一般学部から、場合によっては教職を考えてみるという割合は少なくなっているのではないか。一般学部から、教職へ入る者はどのように推移してきたか。彼らに教職

9

9

60

を選ばせたものは何か。

- 全体の状況として,国公私立別,4年制 2年制等々教員供給の実態面の把握。
- 2. 検討方法として、既存の統計の分析を行い、必要な調査を行う。
- 3. 分析方法と問題点
- 教育学部志願者の推移
- 教育学部卒業者就職状況の推移
- 教育学部卒業者教員外就職の実態
- 新規教員採用状況の変化
- 種類別免許状取得者実数
- 〇 理数科教員, 職業科教員
- 新規採用教員の国公私立出身比率
- 正規採用臨時採用の実態
- 教員志望の未就職者
- II 学生に対する意識調査(サンプル調査)
- 教育学部学生,一般学部学生
- III 会員大学に対する調査
- 1. 教育学部
- 入学志願者,合格者,辞退者,入試方法, 大学入試センター試験成績等
- 教員就職者,校種別,正規臨時別
- 教員外就職者の実態
- 新課程の実態と問題点
- 全学の教職課程と教育学部の関係につい ての考え方
- 新免許制度下の教員養成の問題点
- 教育学部の将来
- 2. 一般学部
- 教育実習受講者数 (学部別)
- 教員免許状取得者数
- 〇 教員就職者状況
- 新免許制度下の教職課程の問題点
- 教職課程の将来
- IV 都道府県教育委員会等調査

- 〇 教員採用数, 志願者数
- V 教職志願者を高める具体的方策
- 教員志望者減少の原因考察
- 教員養成の観点から、入試方法の改善
- 教育学部の充実
- 教職課程の役割(ガイダンス・教職教育等)
- 付加的教員養成からの脱却
 - 多様な待遇改善方策
 - 教員採用制度の改善
 - 教職の尊重・公教育の維持発展の推進

以上の説明について、大要次の点について意 見交換があった。

- 教職離れという表現の妥当性。
- 教員採用試験問題公表の有無とその理由の 調査。
- 大学設置基準の大綱化に逆行する新免許制 度が教職希望者減少の要因の一つとなってい ないか、その調査。
- 教員養成課程の卒業時の免許状取得免除を 実際に機能させている実態とその趣旨ならび に学生の理解度の調査。
- 新課程制度に対する学生の意識調査。
- 新課程との相互転課程について。
- 教員養成大学・学部における研究のあり方 についての教員の意識。
- 教員適格の人材を求めるため、高校の進学 指導担当者への調査の必要について。
- 小,中学校授業の教員複数配置の問題。 以上のほか,調査時期,調査期間等について 意見交換が行われたのち,委員長より次のよう に述べられ,了承された。

調査を実施することについてご了承を得られ たと思うので、本日のご意見を踏まえて、後刻 開催の小委員会で調査事項を再検討して、でき れば次の委員会にアンケートの原案を諮りたい

と考えているので、ご了承いただきたい。 以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会-

日 時 平成4年12月21日(月) 10:30~12:30

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 将積委員長

谷本, 横須賀, 星埜, 椎名, 蓮見, 武村, 尾上, 蜂須賀, 山田(昇), 山田(深) (代理: 瀬戸教育学部教授), 野地, 金谷, 田代, 光永, 岡本各委員 関口専門委員

将稽委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、山田(深)委員の 代理として出席された瀬戸武司島根大学教育学 部教授の紹介があったのち、議事に入った。 [議 事]

◎ 会員大学等に対する教員養成に関する調査 (案)について

初めに、委員長より次のように述べられた。 前回ご検討願った「教員養成に関する調査」 の最終原案がこの程まとまったので、本日の委 員会にお諮りし、ご意見をうけたまわったのち、 午後開く小委員会で最終の詰めを行い、会員大 学並びに都道府県及び政令指定都市の教育委員 会宛に調査依頼したいので、ご協力をお願いし たい。まず、配付の調査案のまとめを行った山 田(昇)委員から全般を説明していただき、項 目によっては他の委員から補足説明願うことに したい。

引き続いて同委員から、概ね次のような説明 があった。

近来、学生の「教職離れ」、この表現が適、不 適か判らないが、このような状況が現に進んで いることに危惧を感じている。特に教員養成大 学・学部の将来性を考えると一般大学の教職課 程を含めて教職の不人気が問題になるようにも思われる。このことに抜本的に対処する目的でこの調査を実施したいと思う。調査に当っては、調査したい事項は数多くあるが、今回は、以上の問題意識に焦点を絞った。調査は、(1)教員養成系大学・学部における入学、免許取得、就職等の実態調査、(2)教員養成系大学・学部における入学、免許取得、就職等の実態調査、(2)教員養成系大学・学部における教員免許取得および教員就職等の調査、(4)一般大学・学部における教職課程等に関する各学部単位の意見調査、の4項から成り立ち、(1)と(3)については大学事務局で記入していただく、(2)および(4)は学長又は学部長の個人的見解を自由に記入していただくことにした。

(以下各項目について説明)

- 教員養成系大学・学部等調査
 - 1. 新免許制度下の教員養成の問題,新制度下の教育学部の負担や非常勤の増加
 - 2. 全学の教職課程と教育学部の関係についての考え方
 - 3. 教育学部の入試方式
 - 4. 新課程の実態と問題
 - 5. 教育学部の将来
 - 6. 附属学校の将来
 - 7. 教員の資質向上, 教員養成改善の抜本的

方策

- 8. 大学設置基準の大綱化による問題
- 9. 大学の自己評価に関する問題
- 一般学部等調査
 - 1. 新免許制度下の教職課程の問題点(学部)
 - 2. 教職課程と教育学部の関係
 - 3. 教職課程の将来(学部)
 - 4. 教職への誘致方策
- 教育委員会調査
 - 1. 教員志願者の動向と志願者の資質
 - 2. 優秀な教員を確保する方策
 - 3. 教員採用の現状と問題
 - 4. 現職教育, 免許法認定講習, 初任者研修 等の問題

以上に続き、岡本委員より、この調査に関連 して作成した資料「教員応募者・受験者・採用 者状況の比較」について説明があった。

ついで、委員長より、学部学生(教員養成系) に対して「教職への意識調査」を実施すること としたので、調査項目をまとめた横須賀委員に 説明していただき、そのあとご意見、質問等を うけたまわることにしたい旨述べられ、同委員 より次の説明があった。

調査主旨は、先程の山田委員から説明があったとおりで、その中で教員養成系学部の学生が現在どのような考えを持っているか、行動しているのか、意識についての調査をしてみることにした。尋ねたいことは沢山あるが、短期間での調査とするため、調査事項は最少限に止め、設問に対する回答もできるだけ簡単に行えるよう配慮した。対象とする学生は、本委員会の委員の所属する大学の教員養成系学部とし、一大

学300枚を配布したいと考えている。

以上の説明ののち、次の点について質疑及び 意見交換があった。

- 意識調査設問中の「大学・学部」とあるのは、複数学部ある大学の場合誤解される懸念がないか。
- 教育実習の参加を問う以上,対象とする学年を3,4年に絞るべきか。
- 調査対象は特定の学年に片寄らない方がよ いと思う。
- 現職教育の設問中の「教員定数の問題」の 的確な表現はないか。
- 「個人的な見解」を求めての調査の是非。
- 未就職者,留年者数の調査。
- 教員養成系大学院学生の就職先,免許取得の現状。

以上のほか,調査時期,回収メ切日,名大学 へのアンケート用紙配布枚数等が検討された。

引き続き委員長より、次のように述べられ、 アンケート調査の実施が了承された。

貴重なご意見、ご指摘があったので、このことを踏まえて午後の小委員会で調査作業を行い 実施に移したい。特に学生に向けての「教職への意識調査」は初めての試みでもあり、時期的な関係もあるので、1月始めには調査を行う大学へ依頼が届くよう、実施したい。回収後の集計状況については、春の国大協総会前に開く委員会で、一部でもご報告できるものと思っている。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会-

日 時 平成4年10月1日(木) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

船越, 津布楽, 加藤, 佐々木, 出口, 岡市, 髙田, 土山各委員山本, 小川, 佐々木各専門委員

(文部省) 岡本生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より,委員就任後初めて 出席された津布楽宇都宮大学長及び本日出席の 文部省の岡本生涯学習振興課課長補佐の紹介が あった。

1. 委員の補充等について

このことについて,委員長から次のように諮られた。

土山委員(長崎大学長)には、来る10月10日 付をもって学長の任期満了に伴い本委員会委員 を退任される。ついては、後任委員を補充した いが、長崎大学の次期学長(横山哲夫長崎大学 教授、平成4年10月11日就任予定)にお願いし ては如何か、お諮りする。また、ご了承が得ら れれば、地域に多くの離島を持つ琉球大学の砂 川恵伸学長を委員にお願いすることにしたい。

この委員長提案について協議の結果,いずれ も異議なく承認され,来る10月19日開催予定の 理事会に諮り追認を得ることとした。

なお、委員長から、本委員会へのオブザーバー参加について、放送大学の小尾学長を次回以降、出席を認めることについて諮られ、特に異議なく了承された。

2. 文部省からの報告

(生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」)

委員長の要請により、文部省の岡本生涯学習 振興課課長補佐から、生涯学習審議会が平成4 年7月29日付で取りまとめた「今後の社会の動 向に対応した生涯学習の振興方策について(答 申)」について、配付資料にもとづき、答申のポイント、答申の基本理念、具体的な4つの課題 についての提言、及び高等教育関係の提言事項 (生涯学習の振興における高等教育機関の役割 等、リカレント教育の推進、ボランティア活動 の支援・推進)等について、先の「中間まとめ」 との相違点を含めて説明があった。

以上の説明について、「リカレント教育」と「リフレッシュ教育」との相違、「生涯学習」を「教育」及び「研究」とともに大学の機能として明確化すること、等について質疑と意見交換があった。

3. 報告售の取りまとめについて

このことについて, 委員長より次のように述べられた。

前回委員会において、報告書の構成案をご了 承いただいたので、その後、これに沿って山本、 小川、佐々木各専門委員と委員長とで原稿を分 担執筆し、去る9月21日(月)開催した小委員 会でそれぞれ原稿を持ち寄って検討した。配付 のとおり一部未定稿も含まれるが、これについ て担当者から説明願ったうえご意見を伺いた

ついで、各項目ごとに担当委員から説明があ った。

「国立大学と生涯学習(案)」

はしがき

(太田委員長)

- I 生涯学習における国立大学の在り方 (太田委員長)
 - 1. 国立大学の担うべき役割について
 - 2. 社会人の大学・大学院入学の問題
 - 3. 本報告における新規提言のまとめ
- II 生涯学習への対応

(文部省より資料提供)

- 1. 社会人の受け入れ体制 (1)社会人特別入学者選抜, (2)夜間部等, (3)通信教育,(4)昼夜開講制,(5)聴講生,研 究生等, (6)科目等履修生制度
- 2. 大学等の公開講座・牛涯学習センタ - 大学教育開放センター
 - (1)大学等の公開講座, (2)生涯学習センタ
- ー・大学教育開放センター
- 3. 受託研究員
- III 問題点とその改善方策
 - 1. 社会人の大学入試

(小川専門委員)

(1)教育政策の動向、(2)アクセスの困難件、 (3)社会人入学の実状、(4)夜間部への社会人 入学,(5)昼夜開講制,(6)編入学,(7)聴講生, (8)通信教育, (9)放送大学

2. 大学院への社会人入学

(小川専門委員)

修士課程, (3)社会人の大学院入学――博士 課程

3. 社会人への学位授与

- (1)学位授与機構における学位授与, (2)科 目等履修生制度の拡充,(3)学位授与機構へ の要望、(4)情報提供のネットワーク化
- 4. 社会人のための教育課程

(山本専門委員)

(太田委員長)

- (1)併行型の教育課程への転換、(2)産業界 のニーズへの対応
- 5. 生涯学習教育研究センターと地域社会 との連携・協力(佐々木専門委員)
- (1)生涯学習教育センターの意義。(2)生涯 学習センターの設置、(3)今後の課題と改善 策
- 6. 公開講座と「リカレント教育事業」 (佐々木専門委員)
- (1)国立大学公開講座の革新、(2)リカレン
- ト教育事業の当面する課題
- IV 生涯学習のための新システムの提案 (太田委員長)

〔資料〕 大学におけるリカレント、リフレ ッシュ、生涯教育の実施体制の例

(1)公開講座(長期,実験・実習を伴う出 張, 教養―専門レベル), (2)教員, 指導主事 等の講習、(3)夜間学部(第二部)、(4)昼夜開 講制,(5)土曜開講制,(6)科目,コース選択 制, (7)大学院設置基準特例第14条の実施, (8)聴講生制, (9)研究生制, (10)客付講座/共 同研究等、(11)リカレント教育(国・地方の 委嘱) の実施

(1)その背景、(2)社会人の大学院入学―― 以上の説明について、主として、項目の調整 等について意見が交わされたのち、委員長から 次のように述べられ、了承された。

> 本日は、報告書の原案について十分にご検討 (山本専門委員) いただく時間の余裕がなかったので、これをお

持ち帰り願い,後刻ご検討のうえ来る11月12日 (木)までに事務局までご意見をお寄せいただき たい。後日,小委員会を開催し,寄せられたご 意見を踏まえて原案に手直しを加え,これを12 月8日(火)開催する本委員会においてさらに ご審議いただくこととしたい。その上で,なお 来年1月28日(木)にもう一度本委員会を開催 し最終的に報告書を取りまとめ、3月末を目途 に印刷刊行する運びとしたい。

最後に委員長から、次回及び次々回の2回、 生涯学習に関し、大学も含めて、企業、放送大 学及び文部省からそれぞれヒアリングを予定し たい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成4年12月8日(火) 13:30~16:00

場 所 学士会分館(本郷) 6号室

出席者 太田委員長

荒川, 船越, 津布楽, 将頵, 出口, 岡市, 髙田, 横山, 砂川各委員 小川専門委員

(文部省) 岡本生涯学習振興課課長補佐

ヒアリング; 西阪文部省専門教育課リフレッシュ教育企画官 小尾放送大学長 新野秋田大学長

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より,新たに就任された 横山委員(長崎大学長)及び砂川委員(琉球大 学長),並びにオブザーバーの文部省の岡本生涯 学習振興課課長補佐の紹介があった。

[議事]

1. ヒアリング

西阪文部省専門教育課リフレッシュ教育企画 官,小尾放送大学長及び新野秋田大学長に出席 をお願いし,生涯学習に関しヒアリングが行わ れた。

(西阪文部省専門教育課リフレッシュ教育企画官)

○ リフレッシュ教育について

配付資料にもとづき,主として次の事項を中心に説明があった。

- ・ リフレッシュ教育の趣旨(リカレント教育の一環として,職業上の知識,技術の新たな修得やリフレッシュのために,職業人を対象として,大学院など高等教育機関が実施主体として行うもの)
- リフレッシュ教育の必要性(技術の革新, 産業構造の変化,知識・技術の半減期短縮, 教育研究の多様化などに対応した産業界, 職業人,大学院・大学等の要請)
- ・ 大学院・大学等におけるリフレッシュ教育のためのシステム(社会人特別選抜,大学院博士後期課程の入学資格の弾力化,大学・学部への3年次編入学,夜間大学院,昼夜開講制,科目等履修生制度,大学院の修業年限の弾力化,学位授与機構の創設,等。なお,大学審議会大学院部会では,現在,夜間の博士課程大学院,通信教育による大学院,長期在学コース,大学院での科

目等履修生制度,等の可能性について検討 が行われている。)

- リフレッシュ教育の実施状況(大学院, 大学,短期大学,科目等履修生制度を活用 した職業人向けコース)
- 平成4年度の施策及び平成5年度の概算 要求
- ・ 先端技術者育成トラスト(経団連を中心 に平成2年度に創設。現在,5億7千万円 のトラストが設定されている。主に,リフ レッシュ教育に積極的に取り組む,大学, 高専等に助成を行う)

以上の説明について、通信衛星の利用、CATVの利用、工学系とは限らないリフレッシュ教育の範囲、等について質疑応答があった。

(小尾放送大学長)

〇 放送大学について

配付資料にもとづき,主として次の事項を中心に説明があった。

- ・ 放送大学の理念(原則として,18歳以上 で高校を卒業していれば,誰でも入学試験 なしに入学できる)
- 沿革(昭和56年放送大学学園設立,昭和 58年放送大学設置)
- 施設・設備、放送エリア
- 入学資格要件等
- 授業科目, 単位, 卒業要件
- 学生の種類(全科履修生,選科履修生, 科目履修生、特別聴講生)
- 授業形態(スクーリング,通信指導,単 位認定試験)
- 授業料等
- 学生の属性
- 学習センター,ビデオ学習センター

• 単位互換の現状

以上の説明について,放送大学と大学との単位互換,スクーリングを行う個所(学習センター),放送衛星の利用時期,特別聴講生,等について質疑応答があった。

(新野秋田大学長)

- 秋田大学鉱山学部通信教育講座について 配付資料にもとづき、主として次の事項を中 心に説明があった。
 - ・ 通信教育講座の誕生(国立大学唯一の通信教育講座。勤労青年に技術と学識を教授することを目的に、社会教育法に基づき設置。昭和23年3月,採鉱学科及び冶金学科の2課程を開講。同年12月,電気学科を増設開講。修業年限は2年。)
 - 実状(受講生の課程別・入学年度別・地区別・学歴別・職業別・年代別員数,過去9年間の入学者数及び修了者数)
 - 受講生の動向(受講層の変化,受講目的の変化)
 - 改組再編計画(修業年限の短縮化とコースの多様化――修業年限1年,4課程9コース案)
 - 今後の課題(工業技術者等の再教育や各種国家試験受験のための実力養成のみでなく,受講の結果をどのように評価し,資格に結びつけていくか,等)
 - 2. 「国立大学と生涯学習」報告鸖(案)について

このことについて,委員長から次のように述べられ、了承された。

前回委員会に配付した「国立大学と生涯学習」 報告書の素案について、その後各委員からご意 見を寄せていただいたので、編集小委員会で目 Her to the second of the secon

え印刷に付すことにしたい。 以上をもって本日の議事を終了した。

第91回総会国立大学協会事業報告

(注) 第90回総会より今総会まで

1. 諸 会 合(33回)

- (1) 第90回総会
 - 4. 6.16 (火)

6.17 (水)

- (2) 事務連絡会議
 - 4. 6.19 (金)
- (3) 理事会

4.10.19 (月)

- (4) 常置委員会(9回)
 - 1) 第1常置委員会(大学の組織・制度,研究・教育体制)

(主要審議事項) 21世紀に向けての国立大学の在り方

(委員会開催状況)

4.10.27(火) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学科課程,入学試験等)

(主要審議事項) ①追加合格者決定のための情報交換取扱要領, ②高校の教科・科目改訂 に伴う大学入試の在り方

(委員会開催状況)

4.10.9(金) 常置委員会

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①育英奨学制度の在り方, ②就職協定

(委員会開催状況)

4.9.3(木) 常置委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) ①人事院勧告に関する要望書,②教室系技術職員の組織化と研修に関するアンケート(中間集計)

(委員会開催状況)

4. 9.30 (水) 小委員会

10.30(金) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) ①豪州の大学との交流計画,②外国大学長招致事業,③UMAP会議への対応

(委員会開催状況)

4.9.2(水) 常置委員会

11.5(木) //

小委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議事項) 大学財政をめぐる動きと今後の活動方針

(委員会開催状況)

4. 9.22 (火) 常置委員会

- (5) 特別委員会(17回)
 - 1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) ①学術審議会答申, ②複写に関する著作権問題, ③学術情報システムの 整備

(委員会開催状況)

4. 9. 4(金) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) ①医療法改正の問題点, ②臓器移植問題

(委員会開催状況)

4.10.5(月) 特別委員会

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養教育の改革における問題点

(委員会開催状況)

4. 7.15(水) 特別委員会

4) 教員發成制度特別委員会

70

(主要審議事項) 大学における教員養成の危機的状況の検討と調査案の作成 (委員会開催状況)

- 4. 7.16 (木) 小委員会
 - // 特別委員会
 - 8.6(木) 小委員会
 - 9.18(金) "
 - 10.5(月) 特別委員会
 - // 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項)「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査案の作成 (委員会開催状況)

- 4. 7. 3(金) 調査専門委員会
 - 9.5(土)
 - 9.6(日)
- 9.28 (月) "

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成6年度入学者選抜の実施要領,細目等案,②第2次試験実施方式 の問題点に関するアンケート案

(委員会開催状況)

4.10. 8(木) 特別委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) ①生涯学習審議会答申,②「国立大学と生涯学習」報告書案 (委員会開催状況)

- 4. 7.30 (木) 打合せ会
 - 9.21 (月) 小委員会
 - 10.1(木) 特別委員会

(6) その他の諸会合(3回)

- 4.6.22(月) 全国高校長協会との懇談会
 - 10.16(金) 訪日オーストラリア大学調査団との会合
 - 10.19(月) 全大協との懇談

2. 要望書その他の諸活動

- 4.6.22 「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について」アンケート実施
 - 7.6 学術審議会「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(中間報告)」 について意見提出
 - 7.8 「教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院, 大蔵省, 文部省へ提出
 - 7.16 「教育上の例外措置に関する調査研究協力者会議」のヒアリングに金森大阪大学 長出席
 - 7.19~ 8.1 日豪大学交流計画促進のため第5常置委員会委員等がオーストラリアの 大学訪問
 - 10.7 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を大蔵省、総務庁、文部省へ提出
 - 10. 4~10.16 オーストラリアの大学調査団訪日

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望圕等は下記のとおりである。

受付日	提 出 団 体 等	要望事項等	関係委員会
4. 6. 11	全国大学演習林協議会	建物・施設の充実と経費増額,技能職員の 採用抑制緩和	第4,6
6. 16	全国大学附属農場協議 会	組織充実,処遇改善,施設設備の充実,予 算増額	第4,6
7. 14	全国国立大学アイソト ープセンター長会議	アイソトープセンター長に対する俸給の特 別調整額支給	第 4
7. 15	国立 7 大学理学部長会 議	最先端設備費の配分,修士課程の整備,基 準面積の増加と特例措置,設備費,学生実 地指導旅費の増額等	第1,6
7. 24	国立大学一般教育担当 部局長会議	学生臨時増募にかかる措置,一般教育将来 計画への財政措置	第 6 , 教養教育
7. 27	国立大学研究所長会議	特別研究員制度の拡充と弾力化	第1
7. 29	国立大学工学部長会議	施設設備費の増額,当校費,旅費の増額, 大学院充実,定削と待遇改善等	第1, 4, 6, 大学院
8. 10	国立大学教養(学)部 長会議	授業料値上げ抑制, 将来計画への財政措置, 教員増等	第 6 , 教養教育
8. 18	一橋大学	大学院学生寄宿舎の基準設定	第3,6
9. 3	中国·四国地区大学一 般教育研究会	教職員組織・施設の充実,学生経費の増額	第 6 , 教養教育
9. 28	21大学職組	教務職員制度の廃止決定	第 4

10. 9	国立7大学生物学科主 任協議会	修士課程の充実整備,動物飼育舎・標本庫 の設置,公務員試験区分へ「生物学」の導 入,野外等実地指導旅費増額	第1, 6 大学院
10. 19	4 大学職組	技術系職員の官職設定(専門職群確立)と 専行職俸給表適用に関する要望	第 4
10. 19	全大教	人事院勧告の改善部分の実施,職員の昇格, 技術職員の地位確立と専行職移行, 教務職 員制度廃止, 定員外職員の定員化・待遇改 善	第 4
10. 21	実験実習機器センター 長会議	実験実習機器センター技術職員の待遇改善	第 4

4. 刊行物

平成4.8 会報第137号

平成4.11 会報第138号

10月1日(木) 13:30 生涯学習特別委員会

5日(月) 13:30 医学教育に関する特別委員会

13:30 教員養成制度特別委員会

15:00 教員養成制度特別委員会小委員会

8日(木) 13:30 入試改善特別委員会

9日(金) 13:30 第2常置委員会

19日(月) 13:30 理事会

27日(火) 13:30 第1常置委員会

30日(金) 13:30 第4常置委員会

11月5日(木) 13:30 第5常置委員会

15:30 第5常置委員会小委員会

11日(水) 10:00 第91回総会(第1日目)

12日(木) 10:00 "(第2日目)

18:00 幹事・専門委員懇談会

13日(金) 10:00 第58回事務連絡会議

16日(月) 13:00 大学院問題特別委員会調査専門委員会

24日(火) 10:30 教員養成制度特別委員会小委員会

12月2日(水) 13:30 第4常置委員会小委員会

8日(火) 11:00 生涯学習特別委員会編集小委員会

10日(木) 13:30 第5常置委員会UMAP小委員会

21日(月) 10:30 教員養成制度特別委員会

13:00 教員養成制度特別委員会小委員会

25日(金) 13:30 第4常置委員会小委員会打合せ

要望書

国立大学の学生納付金の改定について(要望)

平成 4 年12月 4 日 国立大学協会会長 有 馬 朗 人

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、明年度の予算編成にあたり、国立大学の入学料等学生納付金の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の学生納付金については、年々繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰とも相まって、その父母の家計への負担は著しく増大しております。国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものでありますが、学生納付金のさらなる増額はこの機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は国家、社会の要請に応えて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきでないことは申すまでもありません。とりわけ専門分野により学生納付金に格差を設けることは、国家、社会の要請に対応して高等教育の機会を専門分野のすべてにわたって提供することを本来の目的使命とする国立大学において、到底容認できないところであります。

国立大学協会では、財政収入増の観点から授業料、入学料等の隔年ごとの改定を定着させることについて、かねてから、遺憾の意を表しているところでありますが、政府におかれましては、われわれの意のあるところをご賢察の上、とくに今回の入学料等学生納付金の取扱いにつき、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

資料

国立大学協会会則の一部を改正する規則

国立大学協会会則の一部を次のように改正する。 第29条を削除する。

附則

- 1 この規則は、平成4年11月11日から施行する。
- 2 大学運営協議会規程(昭和38年2月28日制定)及び大学運営協議会規程実施細則(昭和38年9月27日制定)は、廃止する。
- 3 学長以外の委員の会議出席旅費支給基準(昭和45年6月26日制定)は、廃止する。

改正理由

大学運営協議会は、昭和58年6月21日の第72回総会で廃止が承認されているので、その関係条文を削除し、また大学運営協議会規程及び細則を廃止すること、並びに学長以外の委員の会議出席旅費支給基準についても、昭和58年6月21日の第72回総会において統一的な現行の会議出席旅費支給基準が制定され、施行されているので、廃止するものである。

新旧対照表

新	IB	
第29条 <u>削除</u>	第29条 協会に大学運営協議会を置く。 2 大学運営協議会の組織及び運営について は、別に定める。	

その他

〇 学長の交代

 (大学)
 (前任)
 (新任)

 一橋大学
 塩野谷祐一
 阿部 謹也

 山梨大学
 小出昭一郎
 伊東 壯兵庫教育大学
 上寺 久雄 佐藤 修策

 鹿児島大学
 井形 昭弘
 早坂 祥三

〇 委員長の交代

委員会 (前 任) (新 任) 医学教育に関する 特 別 委 員 会 井形 昭弘(鹿児島大学長) 吉田 亮(千葉大学長)

〇 専門委員の委嘱

第1常置委員会 天野 郁夫(東京大学教授)

〇 第1常置委員会小委員会

委員長 鈴木 正裕 (神戸大学長)

委 員 内田 安三 (長岡技術科学大学長)

- // 小黒 千足 (富山大学長)
- // 金森順次郎 (大阪大学長)
- // 村松 岐夫 (京都大学教授)

専門委員 天野 郁夫 (東京大学教授)

〃 菊川 治 (神戸大学事務局長)

O 第5常置委員会UMAP小委員会

委員長 角田 稔 (電気通信大学長)

委 員 山澤 逸平 (一橋大学教授)

- 〃 川島 慶雄 (大阪大学教授)
- ″ 西村 重雄 (九州大学教授)
- " 御子柴茂生 (電気通信大学教授)

- 〃 松田徳一郎 (東京外国語大学教授)
- ル 中村 光男 (千葉大学教授)
- # 黒澤 満 (大阪大学教授)
- # 糟谷 正彦 (大阪大学事務局長)
- // 中条 祐子 (大阪大学国際交流課長)

〇 学術情報特別委員会小委員会

委 員 長 鈴木 正裕 (神戸大学長)

委 員 三分一政男 (山口大学長)

- // 大瀬戸豪志 (図書館情報大学教授)
- 〃 山中 伸一 (横浜国立大学助教授)
- // 浅野 次郎 (東京大学図書館事務部長)

○ 第6常置委員会国立大学財政問題懇談会

委員長 廣重 力 (北海道大学長)

委 員 山本 眞一 (筑波大学助教授)

- 〃 宮島 洋 (東京大学教授)
- // 金子 元久 (広島大学助教授)
- 〃 久賀 重雄 (国立学校財務センター教授)
- // 久保 公人 (文部省高等教育局大学課課長補佐)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名,各常置委員会委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会

第1常置委員会(大学の組織・制度,研究・教育体制)

第2 "(学科課程,入学試験等)

第3 " (学生の厚生補導)

第4 // (教職員の待遇改善)

第5 / (大学間の協力)

第6 / (大学財政, 学費)

〇 特別委員会

科学技術行政特別委員会 医学教育に関する特別委員会 大学院問題特別委員会 学術情報特別委員会 教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

生涯学習特別委員会

○ 特別会計制度協議会

編集後記

- * 暖冬で、今年は梅のほころびも早く、各地から花だよりが聞かれます。
- * 過去最高の志願者があった大学入試センター試験も無事終了し、引続 き第2次試験を迎えて各大学とも何かとご苦労の多いことと拝察しま す。
- * 巻頭エッセーには、退官間近かの有馬会長に特にお願いして、"国大協 を去るにあたって"をご寄稿いただきました。ご多用の中ご執筆いただ きました先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

会

報 第139号

(第43巻第1号 通巻第139号)

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内) 東京都文京区本郷7丁目3番1号 電話03 (3812) 2111 内線 (7950・7951) 03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社